

始良市男女共同参画基本計画
**平成 29 年度事業
実施状況報告書**

始良市市民生活部男女共同参画課
男女共同参画係

【目次】

1. 男女共同参画事業の評価について	3
2. 始良市男女共同参画基本計画の推進体制	4
3. 評価について	5
①評価の流れ	
②一次評価調査方法	
③調査（配慮）項目	
④評価基準	
⑤集計方法	
⑥その他	
4. 評価結果	8
①一次評価ごと件数及び割合	
②二次評価ごと件数及び割合	
③所管課ごと一次評価件数及び割合	
④配慮項目ごと評価件数及び割合	
⑤重点項目ごとの各調査結果	
【重点項目1】男女共同参画社会について、あらゆる場における教育の推進	13
【重点項目2】男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し	21
【重点項目3】女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備	26
【重点項目4】男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	43
【重点項目5】生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の 視点に立った環境の整備	50
【重点項目6】仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備	60
【重点項目7】政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	66
【重点項目8】男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進	71
【重点項目9】男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	76

1. 男女共同参画事業の評価について

始良市では、平成 22 年 3 月の合併に伴い、男女共同参画社会基本法に基づき策定されていた男女共同参画プランを引き継ぎ、始良市男女共同参画暫定プランを策定し、男女共同参画の推進を図ってきました。

平成 25 年 3 月、始良市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会実現のためさらなる取り組みを始めました。

始良市男女共同参画推進条例の 6 つの基本目標をもとに、重点的に取り組むこととして 9 つの項目を掲げ、各事業が実施されています。

始良市男女共同参画推進条例の 6 つの基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 施策・方針の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 性と生殖に関する健康・権利の支援
- 国際的協調

《重点的に取り組むこと》

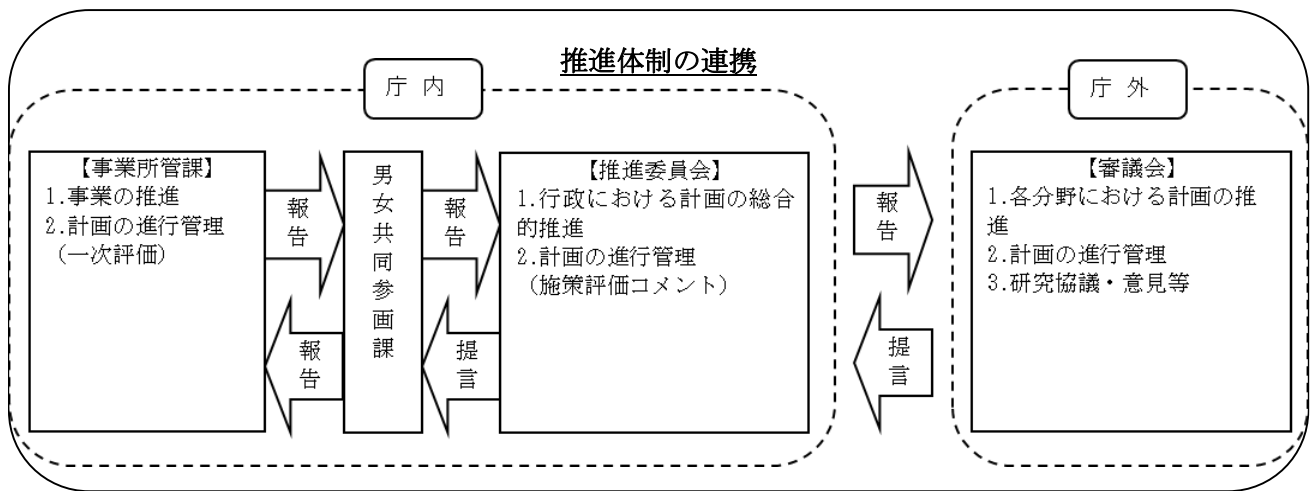
1. 男女共同参画社会についてあらゆる場における教育・学習の推進
2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し
3. 女性の人権を侵略するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備
4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援
5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備
6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備
7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進
9. 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

この計画の期間は、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間となっておりますが、社会情勢の変化や計画の進捗状況の変化に応じ、必要な見直しを行うとしています。平成 26 年度には、庁舎内の組織編制が行われたため、担当課の変更を行いました。

計画では、始良市男女共同参画推進条例第 11 条にのっとり、各所管課における事業の進捗状況を確認・把握するため報告書を作成し、公表します。

また、進行管理をするための組織を設置し、計画の実施状況の把握や点検を継続的に行うこととしています。計画の進行管理をするための組織として、庁内管理監督職級職員を委員として構成する「始良市男女共同参画推進委員会」と男女共同参画に関する識見を有する庁外の方で構成される「始良市男女共同参画審議会」を設置し、前年度実施した男女共同参画事業の評価を行います。

2. 始良市男女共同参画基本計画の推進体制



3. 評価について

① 評価の流れ

(1) 一次評価

一次評価とは、所管課が平成 29 年度に行った事業を自己評価したものです。事業総数は 230、所管課総数は 28 課となっています。なお一次評価については、調査方法や評価基準、調査項目、集計内容等大幅に変更しております。変更内容については、「4. 評価」をご覧ください。

(2) 二次評価

一次評価を基に、男女共同参画課が事業ごとの評価をしたものです。

※1つの事業に対し、複数の課が担当となっている事業があるために実施している。

(3) 三次評価

三次評価とは、平成 29 年度事業実績について、重点的に取り組むことの項目ごとに男女共同参画推進委員会に諮ったものです。男女共同推進委員会は、副市長を委員長とし、教育長、各支所長、各部長、各事務局長で構成されています。

(4) 外部評価

外部評価とは、平成 29 年度実績について、重点的に取り組みことの項目ごとに男女共同参画審議会にて提言を行ったものです。男女共同参画計画事業の良否に関する判断ではなく、市内による評価結果に関し、事務評価に対する多角的視点を高めるため、市民で構成する男女共同参画審議会に報告し、意見等いただいています。

男女共同参画審議会は、男女共同参画に関する識見を有する方 8 名、公募委員 2 名の計 10 名（平成 30 年 9 月 1 日現在）で構成され、任期は平成 30 年 11 月 7 日までとなっています。

② 一次評価調査方法

実施状況を調査する方法については、所管課に次ページの回答様式を配布し、事業実施時に配慮項目について配慮できたかどうかを評価して頂く方法としました。なお所管課の入力箇所は、回答様式の黄色で塗りつぶされている箇所です。一次評価については、所管課が入力した配慮項目の評価を基に自動で算出できるよう回答様式を作成しております。また1つの事業を複数の課が担当している事業については、その一次評価および回答内容を基に二次評価を行いました。

調査実施年度	29	始良市男女共同参画 推進施策進行管理票	課名	男女共同参画課	係名	男女共同参画係
対象年度	28		担当者	高松	連絡先	269
重点項目	男女共同参画社会についてあらゆる場における教育・学習の推進					
男女共同参画 事業名	1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	基本計画 掲載ページ	18		
事業概要	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。特に、男性や若い世代、子どもを対象とした取り組みの強化に努めます。					
事業の具体的な 実施内容	広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載や県男女共同参画基礎講座の周知、メディア・リテラシー講座(対象:市内中学1年生)の実施、デートDV防止講座(対象:市内中学3年生)の実施、男女共同参画に関する職員研修の実施。					
担当課 回答欄	①上記事業を実施しましたか。(『2.いいえ』の場合は③へ進んでください。)					
	1.はい 2.いいえ					
	②上記事業の実施にあたり、次の項目(暗転していない項目のみ)について配慮できたかどうか評価をお願いします。					
	A.配慮できた。 B.どちらかという配慮できていた。 C.どちらかという配慮できなかった。 D.配慮できなかった。					
	項目No.	配慮内容				評価
	1	審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。				B
	2	事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。				A
	3	事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから○○」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)				A
	4	事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。				
	5	事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。				C
6	事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。				A	
7	事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。				C	
8	事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。				A	
評価点	A評価 4	C評価 2	点数	24 / 28	達成率	この事業の 一次評価
	B評価 3	D評価 1	評価項目数	7	86 %	A
③①で『2.いいえ』を選んだ場合、その理由を教えてください。 (『2.実施内容を変更した』を選んだ場合は、【備考】欄に変更内容を記載後、変更後の内容について上記②をお答えください。)						
1.該当の事例がなく、できなかった。 2.実施内容を変更した。 3.そもそも事業がなかった。 4.その他(詳細は備考欄にご記入ください。)						
④事業の担当者は、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画の研修や関連する事業などに参加されましたか。						
1.はい 2.いいえ						
【備考】事業実施内容の変更や廃止、担当部署の変更などありましたら、こちらにご記入ください。						

③ 配慮（調査）項目

配慮（調査）項目については、次のとおりです。なお配慮項目数については、事業内容と関わりがある項目のみ評価を依頼しているため、事業によって異なります。

- (1) 審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定をするときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。
- (2) 事業の対象者を決めるときは、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。
- (3) 事業を実施するときには、男女のニーズの違いに配慮し、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。（性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。）
- (4) 事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。
- (5) 事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。
- (6) 事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。
- (7) 事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。
- (8) 事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。

④ 評価基準

- (1) 評価基準は、次のとおりです。

A	配慮できた。
B	どちらかという配慮できた。
C	どちらかという配慮できなかった。
D	配慮できなかった。

- (2) 各評価の点数（評価点）は、次のとおりです。

評価	点数
A	4
B	3
C	2
D	1

(3) 当該事業の一次評価の目安は、次のとおりです。

配慮できた割合	一次評価
75%以上	A
50%以上 75%未満	B
25%以上 50%未満	C
25%未満	D

※配慮できた割合とは、事業実施にあたり、該当する配慮項目について、どのぐらい配慮できたか数値化したもの。該当する配慮項目の評価点の合計を、評価がすべてA評価だった場合の評価点の合計で割ることで算出している。

例) 該当する配慮項目数が7つで、うちA評価が2、B評価が3、C評価2だった場合。

該当する配慮項目の評価点は、A評価8点(4点×2)、B評価(3点×3)、C評価(2点×2)のため、評価点の合計は、21点となる。該当する配慮項目すべてがA評価であれば、評価点の合計は28点となるため、配慮できた割合は、75%(21点÷28点×100)となる。上記表より、配慮できた割合が75%以上はAであることから、当該事業の一次評価は、『A』評価となる。

⑤ 集計方法

所管課からの回答を元に次の項目に基づいて集計し、表及びグラフを作成・分析しました。

(1) 一次評価ごとの件数及び割合

(2) 二次評価ごとの件数及び割合

(1) および (2) については、始良市男女共同参画基本計画の全体的な取組状況を把握することを目的とする。

(3) 所管課ごとの一次評価件数及び割合

所管課の取組状況を把握することを目的とする。

(4) 配慮項目ごとの評価件数及び割合

取組が進んでいる配慮項目、また取組強化を図る必要がある配慮項目を把握することを目的とする。

(5) 重点項目ごとの評価件数及び割合

取組が進んでいる重点項目、また取組強化を図る必要がある重点項目を把握することを目的とする。

(6) 重点項目ごとの配慮項目評価件数及び割合

取組が進んでいる配慮項目、また取組強化を図る必要がある配慮項目を重点項目ごとに把握することを目的とする。

(7) 重点項目ごと事業ごと評価一覧

事業ごとの実施状況を把握することを目的とする。

(8) 重点項目ごと事業ごと未実施理由一覧

未実施事業の理由を把握することを目的とする。

⑥ その他

三次評価や外部評価については、重点的に取り組むことの項目ごとに記載してあります。

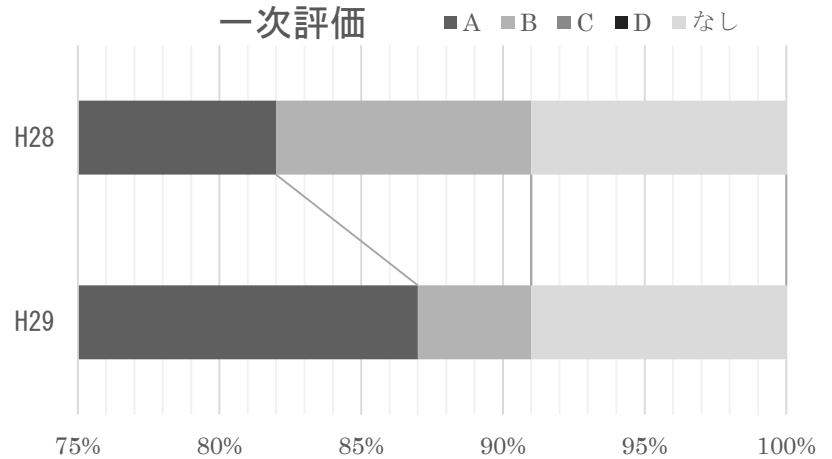
回答の構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にはなりません。

4. 評価結果

① 一次評価ごと件数及び割合

A評価が28年度の82%から29年度は87%になり、5%増加しました。いっぽう、B評価は28年度の9%から29年度は4%になり、5%減少しております。

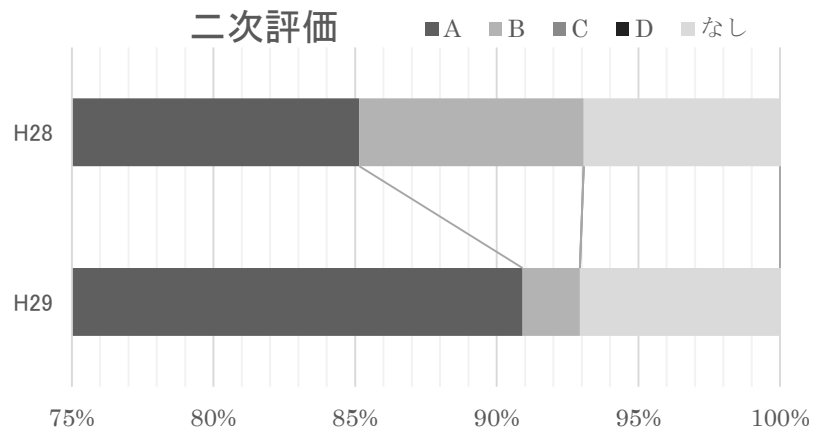
評価	H29		H28	
	件数	割合	件数	割合
A	278	87%	258	82%
B	14	4%	28	9%
C	0	0%	0	0%
D	0	0%	0	0%
なし	28	9%	27	9%
計	320	-	313	-



② 二次評価ごと件数及び割合

A評価が28年度の86%から29年度は90%になり、4%増加しました。いっぽう、B評価は28年度の8%から29年度は2%になり、6%減少しております。

評価	H29		H28	
	件数	割合	件数	割合
A	207	90%	191	86%
B	5	2%	17	8%
C	0	0%	0	0%
D	0	0%	0	0%
なし	16	7%	15	7%
計	228	-	223	-



③ 所管課ごと一次評価件数及び割合

課名	評価	A	B	C	D	-	計
学校教育課	件数	19	0	0	0	0	19
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
企画政策課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
危機管理課	件数	5	0	0	0	0	5
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-

課名	評価	A	B	C	D	-	計
教育総務課	件数	2	0	0	0	0	2
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
健康増進課	件数	21	7	0	0	2	30
	割合	70%	23%	0%	0%	7%	-
	H28 割合	73%	23%	0%	0%	4%	-
建築住宅課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	0%	100%	0%	0%	0%	-
工事監査課	件数	0	1	0	0	0	1
	割合	0%	100%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	0%	100%	0%	0%	0%	-
行政管理課	件数	0	0	0	0	1	1
	割合	0%	0%	0%	0%	100%	-
	H28 割合	0%	100%	0%	0%	0%	-
子ども政策課	件数	11	0	0	0	0	11
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
子育て支援課	件数	25	0	0	0	1	26
	割合	96%	0%	0%	0%	4%	-
	H28 割合	96%	0%	0%	0%	4%	-
市民課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
社会教育課	件数	18	0	0	0	0	18
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
社会福祉課	件数	11	1	0	0	0	12
	割合	92%	8%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
商工観光課	件数	8	0	0	0	0	8
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	0%	100%	0%	0%	0%	-
消防警防課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
消防総務課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-

課名	評価	A	B	C	D	-	計
図書館	件数	4	0	0	0	0	4
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
生活環境課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
税務課	件数	2	0	0	0	0	2
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
総務課	件数	7	0	0	0	0	7
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
男女共同参画課	件数	104	0	0	0	14	118
	割合	88%	0%	0%	0%	12%	-
	H28 割合	79%	2%	0%	0%	19%	-
地域政策課	件数	3	2	0	0	2	7
	割合	43%	29%	0%	0%	29%	-
	H28 割合	60%	40%	0%	0%	0%	-
長寿・障害福祉課	件数	11	0	0	0	1	12
	割合	92%	0%	0%	0%	8%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
都市計画課	件数	1	2	0	0	0	3
	割合	33%	67%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
農業委員会	件数	2	0	0	0	0	2
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
農政課	件数	6	1	0	0	2	9
	割合	67%	11%	0%	0%	22%	-
	H28 割合	67%	11%	0%	0%	22%	-
秘書広報課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
保健体育課	件数	10	0	0	0	0	10
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	-
	H28 割合	70%	30%	0%	0%	0%	-
保険年金課	件数	5	0	0	0	1	6
	割合	83%	0%	0%	0%	17%	-
	H28 割合	100%	0%	0%	0%	0%	-

④ 配慮項目ごと評価件数及び割合

取り組み状況にばらつきがあるものの、各項目A評価が増加している結果になっております。

主なものでは、配慮項目1の「審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定をするときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。」では、A評価が28年度の69%から29年度は79%になり、10%増加しております。B評価は28年度の26%から29年度は19%になり、7%減少しております。

配慮項目4の「事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。」では、A評価が28年度の52%から29年度は64%になり、12%増加しております。B評価は28年度の43%から29年度は33%になり、10%減少しております。

配慮項目5の「事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。」では、A評価が28年度の60%から29年度は78%になり、18%増加しております。B評価は28年度の12%から29年度は8%になり、4%減少しております。

(1) 審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定をするときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。

配慮1		A	B	C	D	合計
H29	件数	139	34	1	1	175
	割合	79%	19%	1%	1%	-
H28	件数	118	45	7	1	171
	割合	69%	26%	4%	1%	-

(2) 事業の対象者を決めるときは、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。

配慮2		A	B	C	D	合計
H29	件数	243	20	3	2	268
	割合	91%	7%	1%	1%	-
H28	件数	215	44	4	2	265
	割合	81%	17%	2%	1%	-

(3) 事業を実施するときには、男女のニーズの違いに配慮し、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)

配慮3		A	B	C	D	合計
H29	件数	279	15	0	0	294
	割合	95%	5%	0%	0%	-
H28	件数	258	33	0	0	291
	割合	89%	11%	0%	0%	-

(4) 事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。

配慮4		A	B	C	D	合計
H29	件数	41	21	2	0	64
	割合	64%	33%	3%	0%	-
H28	件数	32	26	2	1	61
	割合	52%	43%	3%	2%	-

(5) 事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。

配慮5		A	B	C	D	合計
H29	件数	21	2	2	2	27
	割合	78%	7%	7%	7%	-
H28	件数	15	3	2	5	25
	割合	60%	12%	8%	20%	-

(6) 事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。

配慮6		A	B	C	D	合計
H29	件数	33	9	2	2	46
	割合	72%	20%	4%	4%	-
H28	件数	33	11	1	1	46
	割合	72%	24%	2%	2%	-

(7) 事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。

配慮7		A	B	C	D	合計
H29	件数	80	3	1	0	84
	割合	95%	4%	1%	0%	-
H28	件数	75	5	0	1	81
	割合	93%	6%	0%	1%	-

(8) 事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。

配慮8		A	B	C	D	合計
H29	件数	225	27	1	1	254
	割合	89%	11%	0%	0%	-
H28	件数	206	42	1	3	252
	割合	82%	17%	0%	1%	-

⑤ 重点項目ごと各調査結果

【重点項目1】男女共同参画社会について、あらゆる場における教育の推進

28年度よりも、A評価の事業は3パーセント増加して96%となっています。未実施事業につきましては、28年度は1事業でありましたが、29年度は2事業となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目1		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	43	0	0	0	2	45
	割合	96%	0%	0%	0%	4%	-
H28	件数	41	2	0	0	1	44
	割合	93%	5%	0%	0%	2%	-

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	95	5	0	0	95	5	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	98	2	0	0	98	2	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	100	0	0	0	100	0	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	75	25	0	0	75	25	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	69	15	8	8	69	15	8	8
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	87	13	0	0	87	13	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	96	4	0	0	96	4	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	100	0	0	0	100	0	0	0
計	95	4	0	0	87	11	0	1

(3) 事業ごと評価一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H28 二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。特に、男性や若い世代、子どもを対象とした取り組みの強化に努めます。	男女共同参画課	広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載や県男女共同参画基礎講座の周知、メディア・リテラシー講座（対象:市内中学1年生）の実施、デートDV防止講座（対象:市内中学3年生）の実施、男女共同参画に関する職員研修の実施。	A	A	A
2	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	地域において男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとられない意識が醸成されるよう、自治会や家庭教育学級、職場等誰もが参加しやすい住民の身近な場所で開催します。	男女共同参画課	1.男女共同参画に関する職員研修を実施する。 2.社会教育学級、市議会議員、教職員、事業所、保育協議会などを対象としたその他男女共同参画に関する出前講座を実施する。	A	A	A
3	学校教育・社会教育担当職員への研修	教育行政に携わる職員が、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう男女共同参画に関する研修等を行い、意識の啓発に努めます。	学校教育課	1.県人権教育指導者育成研修会へ参加する。 2.県および研究団体の主催する人権教育関係研究会等へ参加する。	A	A	A
			社会教育課	1.社会教育事業調整会議を実施する。 2.指導員研修会を実施する。	A		
4	校長・教頭会等を活用した男女共同参画概念の周知	学校長等、教育の場における管理職が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修会等の取り組みを促進します。	学校教育課	1.校長研修会を推進する。 2.教頭研修会を推進する。	A	A	A
5	教職員、幼稚園教諭、保育士等教育に携わる人への研修	男女平等の歴史的背景や女性の置かれている状況等を含め、男女平等を推進する教育の内容を充実し、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識の涵養を図るために教職員、幼稚園教諭、保育士等、教育に携わる人を対象とした研修を実施します。	学校教育課	1.教職員の人権意識の高揚と資質向上を目指した校内研修を実施する。 2.男女共同参画に関わる講座や事業への参加を呼びかける。 3.県人権・同和教育研究大会への参加促進を図る。	A	A	A
			子育て支援課	始良市保育協議会による職員研修や園内研修を実施する。	A		
			男女共同参画課	1.始良市保育協議会による職員研修で、出前講座を実施する。	A		

				2.始良市内の小学校教諭を対象としたメディア・リテラシー講座を実施する。			
6	人権教育・学習の推進	固定的役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等感の形成を図るため、人権に関する教育・学習を始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえ、学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女平等などの人権教育を進めます。	学校教育課	1.各学校の人権教育推進体制を確立する。 2.教職員の人権意識の高揚と資質向上を図る。 3.児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を行う。	A	A	A
			社会教育課	「人権の花」運動の実施や人権擁護委員による人権教室（対象:児童）を開催する。また人権フェスタ・人権作文フォーラムの開催や人権週間期間中のポスター掲示・広報紙掲載等による人権啓発活動の実施など、「人権教育・啓発基本計画」を踏まえた事業展開を行う。	A		
			男女共同参画課	各種学級・講座・学習において、人権教育・人権学習の機会を設定する。	A		
7	人権・男女共同参画に関する授業の取り組みに関する支援	学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や男女が互いに協力し、家族の一員として役割を果たし家族を築くことの重要性などについて理解を深める学習を実施するに当たり資料・情報の提供を行います。	学校教育課	1.「友情・信頼・思いやり」「男女の協力」「家族愛」などの道徳的価値を自覚する取組の推進を図るなど道徳教育を充実させる。 2.学級の係活動をとおして協力して学級をよりよくすることについての体験的理解を図る。またクラス全員で遊ぶ日の設定など、男女の信頼関係を形成する取組の推進を図るなど特別活動における学級活動を充実させる。	A	A	A
8	幼児教育・学校教育等における人権教育への男女共同参画の視点の導入	子どもたちの多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むため、人権教育における個別具体の差別に関わる学習を、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」への理解を深めて行います。	学校教育課	1.各学校の人権教育推進体制を確立する。 2.教職員の人権意識の高揚と資質向上を図る。 3.児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を行う。	A	A	A
9	生涯学習・社会教育の推進	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、生涯学習・社会教育の講座において、男女共同参画についての学習機会の提供を行います。また、家庭教育学級、乳幼児学級、高齢者学級、女性団体、青年団、育児グループ等における男女共同参画社会についての学習の提	社会教育課	1.家庭教育学級において、人権教育学習を実施する。 2.女性学級「あやめ学級」において、人権教育学習を実施する。 3.高齢者学級「ゆずり葉学級」において、人権教育学習を実施する。	A	A	A

		供を促進します。					
10	市職員研修の実施	住民生活に係る施策の立案から実施を行う市職員の男女共同参画意識は、その施策を通して本市における男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすため、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施します。	総務課	階層ごとの研修（新規採用職員、新任役職研修など）のプログラムの中で、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施する。	A	A	A
11	各種相談員研修の実施	相談にあたる各種相談員に対して、人権尊重の理念の深化のための男女共同参画概念の浸透を図るため、研修の機会の充実を図ります。その実施に当たっては、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」についての確かな理解に基づくものであるよう配慮します。	子育て支援課	子育て支援センター6ヶ所で子育てに関する相談を対応。平成29年イオンタウン始良東街区ゆめみらい保育園あいらの一角に子育てコンシェルジュを配置。	A	A	A
			男女共同参画課	1.県主催の相談業務研修会に参加する。 2.DV被害者を支援する相談員等のスキルアップ研修会、相談員業務研修会に参加する。 3.県のアドバイザー派遣事業を利用し、相談員のスーパーバイズの研修を実施する。	A		
12	保護者・PTA等への情報提供等の支援	保育所・幼稚園・学校等における保護者会・PTA等を活用し、男女共同参画社会についての情報提供に努めるとともに、研修の実施を働きかけるなど、子育て当事者への男女共同参画の理念の理解を促進します。	子育て支援課	保育所等にポスターを掲示し、男女共同参画講座等のお知らせや人権啓発について情報提供を行う。	A	A	A
			社会教育課	1.市PTA連絡協議会重点実践事項において、「始良市子育て手帳の活用」を設定する。 2.市PTA連絡協議会総会において、情報提供を行う。 3.市PTA連絡協議会理事会において、情報提供を行う。	A		
13	女性団体等への情報提供等の支援	女性団体等の活動が、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、男女共同参画社会についての情報提供や県男女共同参画センターが実施する研修等への参加を働きかけます。	社会教育課	1.市女性団体連絡会理事会開催時において、情報提供を行う。 2.市女性のつどい開催に対する助言・支援を行う。	A	A	A
			男女共同参画課	広報紙等で研修会の情報提供を行う。また団体へ個別に出前講座の開催依頼を行う。	A		
14	事業所等への情報提供等の支援	事業所を通して、雇用者への男女共同参画の理解の周知を図ります。その際、提供する情報については、雇用者の関心に対応する内容となるよう努めます。また、男女雇用機会均等法関係法	商工観光課	企業訪問の際、女性従業員の労働環境等の情報を収集し、職場改善の支援策の案内を行う。	A	A	B
			男女共同参画課	事業所において、男女共同参画に関する出前講座を実施する。	評価なし		

		令の遵守に向けた情報提供を行います。					
15	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯を見通した総合的なキャリア教育を進めます。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の重要性について理解の促進を図ります。	学校教育課	1.職場見学・職場体験学習の推進や事業所等からの講師招聘によるキャリア教育に係る出前授業の実施、教職員の資質向上を図るキャリア教育担当者研修会の実施など各小・中学校において、キャリア教育の推進を図る。 2.地域が育むキャリア教育推進協議会を開催する。	A	A	A
			男女共同参画課	広報紙に「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の記事を掲載し、啓発を行う。	A		
16	メディア・リテラシー(メディアを読み解くこと)向上のための支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的なイメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や広報・啓発を行います。	男女共同参画課	市内中学1年生を対象としたメディア・リテラシー講座を実施する。	A	A	A
17	経済的自立に向けた若年期におけるライフプランニングに関する広報・啓発の推進	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的なイメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や広報・啓発を行います。	男女共同参画課	「ライフプランニング」についての講座を実施する。	A	A	A
18	租税教育への男女共同参画の視点の導入	学校等における租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、社会・経済・雇用などの基本的な社会の仕組みとつながりの中で説明し、男女が共に社会に自立する存在であることの大切さを通して、若年期からの社会感覚を磨き納税意識を高められるよう、内容の充実を図ります。	税務課	始良市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、税に対する理解を醸成するため、各学校で出前講座を実施する。	A	A	A
19	男女共同参画社会についての情報提供の充実	住民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県・市の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、市のあらゆる媒体を活用して発信するとともに、市が行うあらゆる講座、講演会、イベント等において、国・県等が作成したリーフレット等を配布します。	男女共同参画課	1.鹿児島県男女共同参画基礎講座を周知する。 2.男女共同参画出前講座等で関係資料を配布する。 3.広報紙に男女共同参画に関する記事を毎月掲載する。 4.男女共同参画に関するリーフレットやポスター等の掲示を行う。	A	A	A

20	各種講座・事業等の開催日時等の配慮	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業等に参加しやすいよう配慮します。	子育て支援課	子育て支援センターにおいて、子育てに関連する講習会の実施。	A	A	A
			社会教育課	各種講座・事業等の企画段階において、参加しやすさへの配慮に対する情報共有と共通理解の機会を設定する。 ・社会教育関連事業（家庭教育学級、高齢者学級、女性学級、青少年育成事業等） ・生涯学習関連事業（公民館講座、生涯学習フェア等）	A		
			男女共同参画課	男女共同参画推進講座など講座実施時に、開催日時について配慮する。	A		
			保険年金課	ゆっくり水中運動教室、チャレンジスリム教室、なるほど健康塾、お試し健康セミナーなど各種教室を実施時に開催日時について配慮する。	A		
21	市が開催する講座等での一時保育の実施	子育て中の人が、市が主催する講座や会議などに参加しやすいよう一時保育の実施について体制の整備を図ります。	子育て支援課	一時保育の体制整備のために、ファミリーサポートセンター事業を社会福祉協議会に委託を行い、活用促進を図っている。	A	A	A
			社会教育課	公民館短期講座で一時保育（託児）を設ける。	A		
			図書館	図書館行事である講演会等で、一時保育（託児）を実施する。	A		
			総務課	職員採用試験における一時保育（託児）の実施。	A		
			健康増進課	子育て講演会での託児実施。	評価無し		
			男女共同参画課	男女共同参画推進講座等において、一時保育（託児）を実施する。	A		
22	広報誌への男女共同参画に関するコラムの掲載	男女共同参画についての理解を深めるため、広報誌に男女共同参画に関するコラムを掲載します。その際、住民に関心のあるテーマとなるよう、関係各課と連携した取り組みを進めます。	男女共同参画課	広報誌に男女共同参画に関する記事を毎月掲載する。	A	A	A
23	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。	男女共同参画課	男女共同参画週間の期間中、図書館に関連図書コーナーを設置し、周知を行う。	A	A	A
			図書館	1.男女共同参画係と連携し、国・県の推進週間に合わせて、ポスターやパネル・図書資料の展示する。 2.広報誌や図書館だよりで、関連本の新着情報を掲載する。 3.子育て支援コーナーの常設による情報発	A		

				信を行う。			
24	女性差別撤廃条約等の周知	女性差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連の深い国際的な法令や条約等について、市職員をはじめとする公職に携わる人に対して理解の促進を図るとともに、住民に対するわかりやすい周知に配慮します。	男女共同参画課	県男女共同参画基礎講座において、関連の深い国際的な法令や条約等について学ぶ。	A	A	A
25	市が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	公的表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮し、市職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動ができるよう内閣府が発行する「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した研修を行います。	男女共同参画課	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した広報活動を実施する。	A	A	A
			秘書広報課	広報紙に「男女共同参画」コーナーを設け、啓発活動に努める。	A		

(4) 未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
14	事業所等への情報提供等の支援	事業所を通して、雇用者への男女共同参画の理解の周知を図ります。その際、提供する情報については、雇用者の関心に対応する内容となるよう努めます。また、男女雇用機会均等法関係法令の遵守に向けた情報提供を行います。	男女共同参画課	事業所において、男女共同参画に関する出前講座を実施する。	事業を実施できていない。
21	市が開催する講座等での一時保育の実施	子育て中の方が、市が主催する講座や会議などに参加しやすいよう一時保育の実施について体制の整備を図ります。	健康増進課	子育て講演会での託児実施。	講演会の実施が無かった。

(5) 三次評価（推進委員会）

平成28年度	教育に関する事業については、93%の事業がA評価であることから、実施状況は良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目や男女共同参画に関する事業への参加促進の項目については、取り組みの強化が必要な事業があることから、配慮の徹底に努める。
平成29年度	教育に関する事業については、28年度より3パーセント増加して96%の事業がA評価であり、引き続き実施状況は良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、⑤男女共同参画に関する事業への参加促進の項目や、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目については、取り組みの強化が必要な事業がある。事業所等への情報提供等の支援については、次期計画に向けて実施すべき内容を検討する。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成28年度	<ol style="list-style-type: none">1.事業所での出前講座実施について、難しい部分もあると思うが、実施して欲しい。2.事業所に対して講座の開催を提案するときは、事業所側への利点も伝えたほうがいい。3.該当事例がなかったものについて、何かしら行動を起こす必要があるのではないか。4.デートDV防止講座について、中学校2年生もしくは1年生を対象に実施を検討して欲しい。5.人権教育・人権学習について、人権擁護委員が取り組んでいる人権の花運動や人権教室をぜひ活用してほしい。6.職員研修について、市職員全員が研修を受講し、意識をそろえて頂きたい。
平成29年度	<ol style="list-style-type: none">1. 事業所等に対しては、より身近な問題や自分のこととして捉えやすい内容の講座の中に男女共同参画の視点を織り込んだ内容の講座を計画することで、理解を深める機会の提供を図っていただきたい。2. 啓発も重要ではあるが、啓発から事業の実施に繋げることができるよう、取り組みを進めていただきたい。

【重点項目 2】男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し

28年度と同じく89%の事業がA評価となっております。未実施事業については、28年度は2事業でありましたが、29年度も同じ2事業となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目 2		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	8	1	0	0	0	9
	割合	89%	11%	0%	0%	0%	-
H28	件数	8	1	0	0	0	9
	割合	89%	11%	0%	0%	0%	-

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	80	20	0	0	80	20	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	78	22	0	0	67	33	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	89	11	0	0	78	22	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	33	67	0	0	33	67	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	67	0	0	33	33	33	0	33
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	83	17	0	0	83	17	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	78	11	11	0	78	22	0	0
計	79	17	2	2	72	26	0	2

(3) 事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
2	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
6	人権教育・学習の推進	【重点項目1に掲載】	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
9	生涯学習・社会教育の推進	【重点項目1に掲載】	社会教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
10	市職員研修の実施	【重点項目1に掲載】	総務課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
16	メディア・リテラシー(メディアを読み解く力)向上のための支援	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
19	男女共同参画社会についての情報提供の充実	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
25	市が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			秘書広報課	【重点項目1に掲載】	A		

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
26	男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす慣習等の調査を行い、職場・家庭・地域等さまざまな場における慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立でない影響を及ぼすものについて見直しを呼び掛けます。	男女共同参画課	男女共同参画の出前講座や推進講座等、受講者を対象にアンケート調査を行い、また全体的な調査を行う。	A	A	A
27	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	性別による固定的性別役割分担意識をかえることにより、男女が共に家庭責任を果たすための料理教室等の学習機会の情報を提供します。その際、子どもや男性の家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を行います。	健康増進課	市食生活改善推進員協議会自主活動の中で、男性料理教室を行う。	B	A	A
			社会教育課	子どもや男性の家事日常生活能力の獲得や向上へ向けた公民館講座を実施する。	A		
28	職場における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因となる職場における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	男女共同参画課	1.男女共同参画に関する職員研修を実施する。 2.広報紙に男女共同参画に関する記事を毎月掲載する。	A	A	A

29	学校運営における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	学校運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	学校教育課	1.校長研修会において、啓発を行う。 2.教頭研修会において、啓発を行う。	A	A	A
30	地域運営における慣行の見直し	地域は、家族とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、自治公民館等の運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	地域政策課	自治会長等に対し、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	評価なし	評価なし	評価なし
31	行事やイベント等における慣行の見直し	行事・イベント等における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	男女共同参画課	男女共同参画出前講座や推進講座開催時に、固定的な性別役割分担意識についての見直しについての内容を盛り込む。	A	A	A
32	個性を大切にする進路指導の充実	児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるようキャリア教育を含む進路指導を行います。その際、男子向け、女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択がされるよう、教職員対象の研修の実施や情報の提供に努めます。	学校教育課	1.望ましい勤労観や職業観などの価値観形成を図る系統的なキャリア教育を推進する。 (小学校からの一貫したキャリア教育) 2.児童生徒の適性を生かした進路指導の充実を図る。	A	A	A
33	自治会組織の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている自治会運営に関する慣行の見直しを行うため、女性が参画することの意義や男女共同参画社会の形成と人権尊重の視点から捉えなおす地域コミュニティづくりについての先進地域の事例等の情報を積極的に提供し、自治会役員等を対象とした男女共同参画社会についての研修を実施します。また女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワーメントを支援します。	地域政策課	自治会長等に対し、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	評価なし	評価なし	評価なし
34	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている、各種団体の運営に関する見直しを行うため、所管する団体の会合等の機会を捉えて女性の参画が促進される	社会教育課	1.市女性団体連絡会総会・理事会等を通じた運営への支援を行う。 2.市生活学校運動連絡会評議員会を通じた運営への支援を行う。	A	A	A

		よう適切なアドバイスと情報提供を行います。また、女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワーメントを支援します。	男女共同参画課	自治会の役員会等で、地域推進員が始良市の男女共同参画基本計画についての周知および啓発を行う。	A		
--	--	--	---------	--	---	--	--

(4) 未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
30	地域運営における慣行の見直し	地域は、家族とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、自治公民館等の運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	地域政策課	自治会長等に対し、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	該当する事業がない。
33	自治会組織の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている自治会運営に関する慣行の見直しを行うため、女性が参画することの意義や男女共同参画社会の形成と人権尊重の視点から捉えなおす地域コミュニティづくりについての先進地域の事例等の情報を積極的に提供し、自治会役員等を対象とした男女共同参画社会についての研修を実施します。また女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワーメントを支援します。	地域政策課	自治会長等に対し、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	該当する事業がない。

(5) 三次評価（推進委員会）

平成28年度	制度・慣行の見直しに関する事業については、89%の事業が A 評価であることから、実施状況はおおむね良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、男女共同参画に関する事業への参加促進の項目については、取り組みの強化が必要な事業があることから、配慮の徹底に努める。また、地域運営における慣行の見直しや自治会組織の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくりについては、具体的な事業が実施できていないことから、早急に事業を検討する。
平成29年度	制度・慣行の見直しに関する事業については、28年度と同じく89%の事業が A 評価である。引き続き実施状況は良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、多くの項目で数値が改善しているが、反面、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目について、数値が低下していることから、取組の強化が求められ、配慮の徹底に努める。地域での動きも踏まえ、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成28年度	<ol style="list-style-type: none">1.地域コミュニティへの取り組みについて、より具体的に行動を起こしてほしい。2.基本計画の中にある制度の慣習・慣行の見直しについては、一人ひとりが具体的に何をすべきかを考えていかないと難しいと考える。3.「働く女性の家」で開催する男性の料理教室以外の講座には、男性は参加することができない。4.事業概要の主旨と実際の事業とが乖離していると感じる。5.様々な場で私たちも含め一番意識を持った方々が声かけをしていくということが必要と思う。6.地域コミュニティへの取り組みについて、引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。
平成29年度	<ol style="list-style-type: none">1. 地域コミュニティ協議会をはじめとする、地域自治組織との連携を図っていただき、地域での男女共同参画を広げていただきたい。2. これまでの制度や慣行を見直すということは、それを大切にしてこられた方々にとって、複雑な感情を伴うものであることを理解した上で、慎重に、丁寧に、そして根気強く伝えていくことが大切であることから、その点に配慮した取組みを行っていただきたい。

【重点項目3】女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

28年度よりも、A評価の事業は7パーセント増加して89%となっています。未実施事業につきましては、28年度は13事業でありましたが、29年度は7事業となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目3		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	90	4	0	0	7	101
	割合	89%	4%	0%	0%	7%	—
H28	件数	81	6	0	0	12	99
	割合	82%	6%	0%	0%	12%	—

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	74	23	2	0	63	30	7	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	91	9	0	0	86	14	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	98	2	0	0	91	9	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	58	42	0	0	55	36	9	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	100	0	0	0	0	0	0	100
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	56	22	11	11	43	43	14	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	91	9	0	0	84	16	0	0
計	83	15	1	0	83	15	1	0

(3) 事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
35	法教育の推進	日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し、問題解決の力量形成が図れるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌や市ホームページ等を活用して法律に関するコラムを設ける等、法教育を進めます。	男女共同参画課	配偶者からのDVは、人権侵害であること、根絶すべきであることを広報紙等で啓発する。	A	A	A
36	「人権週間」における広報・啓発	広報誌や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。	男女共同参画課	1. ホームページやグループウェアに人権に関する情報を掲載する。 2. 国・県から配布されたポスター・パンフレットを掲示する。	A	A	A
37	地域における学習機会の提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、公民館講座等での啓発活動に努めます。	男女共同参画課	男女共同参画出前講座時に関係資料等を配布し、啓発活動を行う。	A	A	A
38	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報誌や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの住民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を進めます。	男女共同参画課	女性の人権ホットライン強化週間、女性のための法律110番や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、広報紙やポスター掲示、パープルリボンツリー等を庁舎、図書館に展示し、啓発に努める。	A	A	A
39	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底さ	男女共同参画課	県のアドバイザー派遣事業等を活用し、配偶者等からの暴力による相談業務に対応する関係課の職員研修を行う。	A	A	評価無

		せるため、講演会や研修会を実施します。					し
40	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努めます。	男女共同参画課	県男女共同参画センターが主催する講演会等を広報紙やホームページ等を利用し、広く情報提供する。	A	A	A
41	各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布するなど啓発活動を進めます。	男女共同参画課	出前講座時に、リーフレットを配布し、啓発活動を行う。	A	A	A
42	書籍やビデオ等関連情報の提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。	図書館	1. 視聴覚ライブラリー資料常設展示の中に関連資料を配架し、周知に努める。 2. 視聴覚ライブラリー資料の紹介を各小中学校に配布し、利用促進に努める。 3. 関連図書の資料収集を行う。	A	A	A
43	啓発用リーフレットの活用	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県や民間団体が作成した啓発用リーフレットを配布します。	男女共同参画課	1. 市や県が作成した「女性相談のしおり」を女性のトイレ等に置き、周知を図る。 2. 出前講座等で、「女性相談のしおり」を配布する。	A	A	A
44	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に、県男女共同参画センターと連携して図書館等公共施設でパネル展示を実施する等広報・啓発を進めます。	男女共同参画課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、パープルりぼんツリーの設置や広報紙へDVに関する情報の掲載、図書館等でパネル展示を行うとともにDVに関する図書コーナーの設置を依頼など啓発活動を行う。また秋祭り会場において、国際ソロプチミストあいらの方々と連携し、DV防止啓発のティッシュを配布する。	A	A	A
45	被害者が自ら配偶者等からの暴力に気づくため	配偶者等からの暴力を暴力として認識できていないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、	男女共同参画課	1. 広報紙の男女共同参画の視点のコーナーに女性相談について毎月掲載することで啓発を実施する。	A	A	A

	の啓発活動の推進	被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報を提供します。		2. 県男女共同参画センター及び女性相談センターの相談窓口カードを庁舎内に配置する。 3. 始良市女性相談のチラシを配布する。			
46	暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決ができるようになるため、広報誌等を活用し、意識の醸成に努めます。	男女共同参画課	「女性に対する暴力をなくす週間」の期間中、広報紙に関連記事を掲載する。	A	A	A
47	身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施	暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができるようになるために、身近な事例を用いた参加・体験型の研修を実施します。	男女共同参画課	DV被害者保護に関する研修会を開催する。	評価なし	評価なし	評価なし
48	一時避難先の確保等による被害者の保護	始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等被害者支援事業実施要綱に基づき、被害者の一時避難先を確保する等、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	男女共同参画課	1. DV被害者支援のため、県女性相談センターへの一時保護を実施する。 2. DV被害者支援のため、始良市と母子生活支援施設との委託契約を結ぶ。 3. DV被害者支援のため、母子支援施設への一時保護の実施や児童福祉係と連携を図る。	A	A	A
49	警察の緊急通報装置貸出制度	被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出について情報提供を行います。	男女共同参画課	相談者に対し、県警で実施している緊急通報装置の貸し出し制度の情報提供を行う。	評価なし	評価なし	評価なし
50	地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。	社会福祉課	担当する区域において、高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行う。また医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。	A	A	A
51	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。	社会教育課	1. 市青少年育成市民会議の運営支援を行う。また会議・部会をとおした子どもや高齢者の見守り活動を推進する。 2. 市校外生活指導連絡会の運営支援を行う。	A	A	A

			男女共同 参画課	デートDV防止啓発活動として、市内の中学校および高等学校で「デートDV防止」の出前講座を実施する。	A		
52	婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護	被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、一時保護施設等への入所にかかる支援を行います。	子ども 政策課	一時的に養育が困難となった児童を児童養護施設に委託する。	A	A	A
			男女共同 参画課	1. 女子生活支援施設への入所。 2. 福祉部署と連携する。 3. 母子支援施設の入所者に対する支援を行う。	A		
53	身近な避難先の確保	被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して身近な避難先を確保できるよう努めます。	男女共同 参画課	宿泊施設への一時保護のための予算を確保する。	A	A	A
54	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診査や相談を通して、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報するなどの適切な対応がとれるよう「相談対応マニュアル」を活用した情報提供を行います。	健康増進 課	母子健診時等で、女性の人権に関する相談を受ける場合は、必要に応じて男女共同参画係等と連携を図りながら対応する。	B	A	A
			男女共同 参画課	「相談対応マニュアル」を用いた県主催の研修会に参加し、情報収集に努める。	A		
55	医療機関における診療等スクリーニングを通じた早期発見と積極的な情報提供	医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援を行います。	男女共同 参画課	医療機関と関係機関との支援体制づくりについて、情報収集を行う。	A	A	A
56	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭で配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	子育て 支援課	認可保育所等の育児サービスを行っている事業所や、公立保育所等からの情報提供を受ける体制をとる。	A	A	A

57	母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ	緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行います。	健康増進課	関係機関と連携して対応する。	A	A	B
58	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、児童虐待支援に係る市職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修を実施します。また、県や関係機関等が実施する講座等の情報を提供し参加を促進します。	子ども政策課	児童虐待支援に係る職員を各種研修に派遣する。	A	A	A
			男女共同参画課	1. 関係職員のスキルアップのための職員研修を実施する。 2. 配偶者からの暴力は、子どもに与える影響が大きいことから、子どものいる被害者に対しては関係部署と連携を図り、避難場所の確保を迅速に行う。	A		
59	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。	社会福祉課	年間を通して担当する区域において高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごと、女性の地域活動参画等、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。	A	A	A
			男女共同参画課	様々な問題に対し、各地区の人権擁護委員に協力を求め、日頃の活動を通じ、早期発見・対応に努める。	A		
60	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	学校教育課	DVの早期発見への取組を推進する。	A	A	A
			子育て支援課	配偶者からのDV等保護者が相談してきた時は、保護者の身に危険が及ばないよう市の相談機関の紹介や、医療機関等の受診を奨める。また、職員が些細な変化に気づき、虐待やDV等の早期発見に努められるよう、積極的に研修に参加する。更に、掲示板に、児童虐待防止啓発ポスターを掲示し啓発に努める。	A		

61	外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	外国人や障がい者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、それらの人に関わる市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点をもって日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行う等の環境づくりを進めます。	社会福祉課	担当する区域において、高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。	A	A	A
62	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は、守秘義務違反に問われることがないこと等、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。	保険年金課	北山診療所において、症状や負傷の経緯などから、DV等による受傷と思われる事案に対して、通報・通告制度の周知徹底を図るとともに、市担当部署への速やかな連絡体制がとれるよう連携を強化する。	A	A	A
63	通報者の情報の保護の徹底	通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。	子育て支援課	人権侵害を含めた様々な通報を日頃から想定し、情報の保護に関し、最新の注意を払うよう周知徹底を図る。	A	A	A
			社会福祉課	個人情報保護法及び個人情報保護条例のもと、通報者への侵害等を防止し、暴力の防止の徹底化を図り、豊かな生活を保障すべく情報の保護に努める。	A		
			健康増進課	乳幼児健診や相談等での情報の保護に努める。	B		
			男女共同参画課	通報者の安全を第一に情報の保護に努める。	A		
64	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。	子ども政策課	1. 児童虐待防止啓発リーフレットを配布する。 2. 通告先等ポスターを公共施設で掲示する。 3. 広報紙へ児童虐待防止啓発記事を掲載する。	A	A	A
			男女共同参画課	出前講座の際、女性相談の案内を配布し、被害者についての情報提供を依頼する。	A		
65	各機関における	被害者が、加害者の追跡の恐怖か	男女共同	住基閲覧制限など関係機関と連携を取	A	A	A

	被害者の個人情報 の保護と守秘 義務の徹底	ら解放され、安全な生活を確保する ため、医療機関等関係各機関におけ る被害者の個人情報の保護を徹底 します。	参画課	り、個人情報保護の徹底を行う。			
66	教育委員会及び 学校における個 人情報の適切な 管理	被害者が、加害者の追跡の恐怖か ら解放され、安全な生活を確保する ため、転校先や居住地等の守秘義務 について周知・徹底を図ります。	学校教育 課	DVにかかる児童生徒の就学情報を保護 する。	A	A	A
67	被害者の個人情報 を共有する支 援関係機関の情 報管理のルール づくり	被害者の個人情報保護を徹底す るため、関係機関連絡会議、庁内連 絡会議等、情報を共有する必要のあ る機関・部署において情報管理のル ールを定め遵守します。	男女共同 参画課	1. ケース会議等において、情報を共有し、 その際の資料については、担当課が管理 を徹底する。 2. ワンストップ化のための DV 被害者相 談共通シートによる関係部署との連携を 図る	A	A	A
68	個人情報を扱う 市職員や各種機 関における配偶 者等からの暴力 に関する理解の 促進	個人情報を扱う市職員や学校等 の機関が、被害者の個人情報の保護 を徹底するために、配偶者等からの 暴力についての正しい理解を促進 する研修を実施します。	男女共同 参画課	関係部署担当者のスキルアップのため の研修を実施する。	A	A	評 価 な し
69	警察との連携・協 力	相談員など支援者も加害者から 危害を加えられる可能性があるた め、警察と連携・協力して、その安 全確保に努めます。	男女共同 参画課	1. DV被害者支援のため、警察との情報 交換を行う。 2. 警察と連携し、一時避難及び一時保護 を行う。	A	A	A
70	ストーカー規制 法や接近禁止等 の仮処分の申出 制度等の情報提 供	配偶者暴力防止法以外の各種制 度も有効に活用し、被害者の安全確 保を図るため、警察をはじめ支援関 係機関と連携し、被害者及び関係者 への制度に関する情報提供と、その 利用に当たったの支援を行います。	男女共同 参画課	1. 鹿児島県主催の相談員研修等に参加 し、関係機関からの情報提供を受け、相談 者の支援にあたる。 2. 始良市配偶者暴力相談支援センターで 接近禁止命令の作成支援を行う。	A	A	A
71	医療保険・国民年 金の加入脱退手 続きにおける支 援措置	被害者が、加害者の追跡の恐怖か ら解放され、安全な生活を確保する ため、医療保険の加入脱退手続きに おける支援措置に適切に運用しま す。	保険年金 課	1. 国民健康保険資格の取得・喪失手続き に当たり、DV等の事情がある場合は、医 療の優先はもとより、安全な生活の確保 が図られるよう対応する。 2. 被保険者証の交付や各種通知につい ても、個別毎に対応するなど加害者等への 情報提供は一切行わない。 3. 国民年金については、平成 27 年 11 月 作成の「国民年金係における DV 被害者へ の対応について」というマニュアルに基 づき対応を行う。	A	A	A

72	住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	市民課	住民票及び附票の発行抑止の申請が提出されれば、早急に対応する。	A	A	A
73	保護命令制度の広報と申立てに関する支援	配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。	男女共同参画課	1. 鹿児島県主催の相談員研修等に参加し、関係機関からの情報提供を受け、相談者への支援にあたる。 2. 始良市配偶者暴力相談支援センターで保護命令の作成支援を行う。 3. 保護命令で優遇される支援の情報提供を行う。	A	A	A
74	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知	地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるためには、消防（救急）職員、民生委員、児童委員や主任児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身につけることが必要です。そのため、関係者を対象に、配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図る研修を実施します。	子育て支援課	暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるため必要な研修に積極的に参加する。特に住民と直接接する機会が多い保育所等の職員には、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応を行えるよう関係する研修へ参加を促す。	A	A	A
			男女共同参画課	1. DV 被害者に対する事案があった場合は、警察に情報提供を行う。 2. 民生委員等からの情報提供により、DV被害者の救出を行う。	A		
75	教育、保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進	教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるよう、国・県・関係機関等が実施するDVに関する理解を深めるための研修への参加を促進します。	男女共同参画課	1. 県や警察署が主催する DV 被害者支援の研修会に参加し、連携の必要性を確認する 2. 教育現場の教職員にデートDV防止講座の受講を促すことで、正しい情報提供を行う。	A	A	A
76	医療関係者向け広報・研修への参加促進	医療関係者対象の研修や支援者養成講座等についての情報提供を行い、研修への参加を促進します。	男女共同参画課	県等が主催する関係機関の研修会に参加する。	評価なし	評価なし	評価なし
77	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。	男女共同参画課	職員、支援関係者を対象とした研修会を開催する。	A	A	評価なし

		※支援機関職務関係者（教育相談員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、児童相談員、消費生活相談員、人権擁護員等）					
78	支援者の個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。	子育て支援課	保育所等の職員への危害がおよぶ可能性を踏まえ、対応等については、関係する部署へ相談しながら対応を図り、不要な個人情報を提供しないなど、十分留意するよう意識啓発を行う。	A	A	A
			男女共同参画課	相談者の夫等からの危害を加えられる可能性があることから、相談者に対し、女性相談における情報について個人情報の管理について注意するように説明する。	A		
79	安心して相談できる環境の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めます。	男女共同参画課	専門の女性相談員が始良庁舎で月～金まで対応。加治木、蒲生に関しては、事前予約制とし、要望があった場合支所に対応する。	A	A	A
80	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。	男女共同参画課	外国人の相談者に対し、通訳が配置されている、県民交流センターの連絡先の情報提供を行う。	評価なし	評価なし	評価なし
81	県「支援者のための相談対応マニュアル」の活用	被害者への適切な対応と支援を行えるよう「支援者のための相談対応マニュアル」を支援関係機関に周知するとともに、市職員の職務関係者に配布します。	男女共同参画課	被害者への適切な対応と支援が行えるよう、県主催の相談員研修に参加する。	A	A	A
82	相談員等支援者のケアの充実	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。	男女共同参画課	1. 相談員の心身の健康に気をつけ、支援にあたっては組織として対応する。 2. スーパーバイズを実施し、相談員のスキルアップに繋げる。	A	A	A
83	被害者への安全確保に配慮した各種相談機関等の周知	被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立った、県配偶者暴力相談支援センターをはじめとする県内の相談機関について、相談窓口カードやリーフレット等も活用し、安全な周知に努めます。	男女共同参画課	1. 女性弁護士による無料法律相談の実施する。 2. 市、県が作成している「女性相談のしおり」をトイレ等に置き、相談機関の周知を図る。	A	A	A
84	始良市女性相談の周知	本市における安全なDV相談の周知を図ります。	男女共同参画課	1. 女性相談について、広報紙に相談室の案内を毎月掲載する。 2. 相談室、トイレ等に相談室のチラシを配置し、周知を行う。	A	A	A

85	県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣	県が開催する被害者支援養成講座について、支援関係機関職務関係者に情報提供するとともに、市職員の職務関係者を派遣します。	男女共同 参画課	1. 県が主催するDV被害者支援のための講座に出席する。 2. DV被害者を支援するための相談員等のスキルアップ研修会・相談員研修会に出席する。	A	A	A
86	庁内連絡会議の推進	迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を充実し、早急な対応を図ります。	男女共同 参画課	始良市配偶者からの暴力及びストーカ一行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議規程に基づくDV被害者の関係部署とのケース会議を開催できる体制を整える。	A	A	A
87	医療機関とその他支援関係機関との連携協力体制の整備	管内配偶者暴力相談支援センター、近隣自治体と連携し関係機関連絡会議を設置し、定期的な開催による情報の共有化を図り、迅速な対応ができる体制整備に取り組みます。	男女共同 参画課	支援関係機関との連携をとり一時避難に対応する。	A	A	A
88	支援関係機関・団体の連携協力体制の強化	被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。	男女共同 参画課	1. 警察等との連携を図る。 2. 県主催のDV対策会議に出席する。 3. 始良地区DV相談連絡会議に出席する。	A	A	A
89	支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立	休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。	男女共同 参画課	関係機関の連絡体制一覧を作成し、休日や時間外の対応に備える。	A	A	A
90	自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、市と福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。	子ども 政策課	自立困難な被害者を母子生活支援施設において保護する。	A	A	A
			社会福祉 課	経済的困窮者からの相談を受け付ける。その中で、児童福祉課、長寿障害福祉課、女性相談員、包括支援センター、社会福祉協議会などと連携し、施策の活用や、サービス提供等を検討し、情報提供、支援を行う。DV等で男性職員への相談に抵抗がある場合は、女性相談室に繋ぐ。現段階で生活保護に至らないが、近い将来生活保護に陥る可能性がある場合、社会福祉協議会（生活困窮者相談）に繋ぐ。	B		
			男女共同 参画課	1. 子どもを抱えるDV被害者については、母子生活支援施設への入所を関係課と連携を取りながら進め、生活支援を行	A		

				う。 2. 生活再建が困難なDV被害者に対しては、生活保護との連携を図り、対応する。			
91	生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	子ども政策課	特別な状況（未婚、子の別居、DV保護など）の場合にも、事由に応じて必要な手続きを説明し対応する。	A	A	A
			社会福祉課	経済的困窮者からの相談を受け付ける。その中で、児童福祉課、長寿障害福祉課、女性相談員、包括支援センター、社会福祉協議会などと連携し、施策の活用や、サービス提供等を検討し、情報提供、支援を行う。DV等で男性職員への相談に抵抗がある場合は、女性相談室に繋ぐ。現段階で生活保護に至らないが、近い将来生活保護に陥る可能性がある場合、社会福祉協議会（生活困窮者相談）に繋ぐ。	B		
92	母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金、母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、貸付金制度の情報提供等を行います。	子ども政策課	母子寡婦福祉資金について県（始良伊佐地域振興局）へ貸付進達を行う。	A	A	A
			社会福祉課	実施機関は、県社会福祉協議会で、相談窓口が始良市社会福祉協議会であるため、福祉事務所相談時には速やかに市社会福祉協議会に繋ぐ。	A		
93	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。	子育て支援課	1. 広報紙、ホームページ、「あいら・加治木親子つどいの広場」、子育て便利表等を利用し、子育て情報を発信する。 2. イオンタウン始良東街区 OPEN に合わせ、子育てコンシェルジュを配置し、相談を行いながら必要な情報提供を行う体制の整備を行う。	A	A	A
94	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。	学校教育課	区域外就学に係る審査会を実施する。	A	A	A
			子育て支援課	DV等の人権を侵害する行為により、現住所に住民票を異動できない子どもと保護者について、関係機関との連絡調整を図る。	A		
95	ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事が限られるなど、就労機会が少ない状況にあるこ	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供を行う。	A	A	B
			男女共同参画課	1. 子育て中の方の就業情報を扱うマザーズハローワークの情報提供を行う。 2. ハローワークが実施する就業相談等の情報提供を行う。	評価なし		

		とから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。					
96	就職のための技能習得等の情報提供	就職に必要な、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。	商工観光課		A	A	B
			男女共同参画課	相談者に対して、就労支援・セミナー等の情報提供を行う。	A		
97	公営住宅等の優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努める。	建築住宅課		A	A	B
98	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。	男女共同参画課	1. DV被害者女性の相談者に対し、保護命令の作成支援を行う。 2. DV被害者女性に対して、保護命令についての説明を行う。	A	A	A
99	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	子どもに関わる学校や幼稚園、保育園、医療関係機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	学校教育課	1. DVから児童生徒を守るための早めの対応と関係機関との連携を図る。 2. DVによる転出入についての児童生徒情報の保護に努める。	A	A	A
			子ども政策課	要保護児童対策地域協議会で説明を行う。また、児童虐待防止啓発リーフレットの配布、市報への掲載を行う。	A		
			男女共同参画課	始良地区保育連絡協議会において、男女共同参画に関する出前講座を実施し、女性相談のパンフレットや、相談カードを配布、情報提供の依頼を行う。	A		
100	健康診査・予防接種の弾力的実施	加害者からの追跡等の恐れがあり、本市に住民登録していない子どもについては、本市で健康診査や予防接種が受けられるようにします。	健康増進課		評価なし	評価なし	評価なし
101	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDVの防止に取り組む民間団体と協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取り組みを進めます。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供し	男女共同参画課	始良市内の中学、高校の生徒、職員を対象とした「デートDV防止」について、講座を開催し、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くための学習を提供する。	A	A	A

		ます。					
102	暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進	配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、成人する前に暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることが重要です。学校などの関係機関と連携して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育を進めます。	学校教育課 男女共同参画課	1. DVから児童生徒を守るための早めの対応と関係機関との連携を図る。 2. DVによる転出入についての児童生徒情報の保護に努める。 1. 始良市内5校の中学校1年生を対象とした「メディア・リテラシー講座」の中で、暴力を許さないという意識啓発を行う。 2. 始良市内中学、高校生を対象とした「デートDV防止講座」を開催し、個人の人権の尊重についての学習を提供する。	A	A	A
103	被害者に関する適切なケア	教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、デートDVに関する理解を深め、早期発見と適切なケアに努めます。	学校教育課	校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会等において、デートDVに関する情報提供を行うとともに、発見した時の対処等について指導を図る。	A	A	A
104	住民との協働による有害環境浄化の推進	卑わいな広告物等公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対して、表現の自由を十分尊重したうえで、環境浄化活動を住民との協働により進めます。	都市計画課	電柱や街路樹などの公共物への違反広告物（はり紙、はり札）を毎月定期的に巡回し撤去を行う。その際に卑わいな広告物等公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等がないか確認を行う。また、屋外広告物の申請許可については内容を審査のうえ許可を行う。	B	B	B
105	子どもに対する性的な暴力の防止・救済に向けた支援	学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所との確に連携するための研修・広報啓発を実施します。	学校教育課 子ども政策課 男女共同参画課	1. 校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会において家庭における子どもに対する性的な暴力の防止や、教職員が子どもに不快感を与える性的な言動をすることのないように指導を図る。 2. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、虐待と思われる事例について情報共有したり、ケース会議を行ったりして防止・救済に努める。 認可外保育園に児童虐待の説明を行い、ポスター等の掲示を依頼する。 1. 関係部署と連携をし、支援を行う。 2. スクールソーシャルワーカーと連携し、支援の必要な子どもに対する情報収集を行う。	A	A	A

106	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等、雇用の場における防止対策を進めます。	男女共同 参画課	全職員を対象とした「セクシャル、ハラスメント」についての研修会を実施する。	A	A	A
107	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた服務規律の徹底、相談体制の整備に努めます。	総務課	服務についての定期的な周知（GW上）や、職員労働組合（女性部）の行うアンケート調査を確認するなど、人事係だけでなく女性職員が相談しやすい窓口との連携も行う。また、GW上でセクハラ、パワハラ、マタハラについての自己チェックを行える取り組みを行う。	A	A	A
108	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	教育関係者への服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を進めます。	学校教育 課	・セクシャル・ハラスメントの防止を含めた教職員への服務指導の徹底 ・各学校における相談窓口の設置	A	A	A
109	その他のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	医療、社会福祉施設、自治会等、男女雇用機会均等法が適用されない関係、領域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を広めるための広報・啓発活動を進めます。	男女共同 参画課	広報誌等により「セクシャル・ハラスメント」についての情報を掲載し、啓発活動に努める。	A	A	A
110	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口に関する情報提供	鹿児島県雇用均等室・21世紀職業財団等と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対しての相談機関の情報提供を行います。	男女共同 参画課	女性相談において被害者の支援を行い、関係機関との連携を行う。	評価なし	評価なし	評価なし
111	男女雇用機会均等法の周知と履行確保	均等法は、セクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけていることなど、第11条を中心に事業所に周知するとともに、履行確保に向けた取り組みを進めます。	男女共同 参画課	鹿児島県が主催する研修会に参加して、情報収集に努める。	A	A	A

(4) 未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
47	身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施	暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができるようになるために、身近な事例を用いた参加・体験型の研修を実施します。	男女共同参画課	DV被害者保護に関する研修会を開催する。	事業を実施できていない。
49	警察の緊急通報装置貸出制度	被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出について情報提供を行います。	男女共同参画課	相談者に対し、県警で実施している緊急通報装置の貸し出し制度の情報提供を行う。	該当する事例がない。(貸出し制度の判断による)
76	医療関係者向け広報・研修への参加促進	医療関係者対象の研修や支援者養成講座等についての情報提供を行い、研修への参加を促進します。	男女共同参画課	県等が主催する関係機関の研修会に参加する。	該当する事業がない。
80	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。	男女共同参画課	外国人の相談者に対し、通訳が配置されている、県民交流センターの連絡先の情報提供を行う。	該当する事例がない。
95	ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	男女共同参画課	1. 子育て中の方の就業情報を扱うマザーズハローワークの情報提供を行う。 2. ハローワークが実施する就業相談等の情報提供を行う。	該当する事例がない。
100	健康診査・予防接種の弾力的実施	加害者からの追跡等の恐れがあり、本市に住民登録していない子どもについては、本市で健康診査や予防接種が受けられるようにします。	健康増進課		該当する事例がない。
110	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口に関する情報提供	鹿児島県雇用均等室・21世紀職業財団等と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対する相談機関の情報提供を行います。	男女共同参画課	女性相談において被害者の支援を行い、関係機関との連携を行う。	該当する事例がない。

(5) 三次評価（推進委員会）

平成28年度	暴力の防止・救済に向けた環境の整備に関する事業については、82%の事業が A 評価であることから、実施状況はおおむね良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、メンバーの選考への配慮や実施環境への配慮、アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握、男女共同参画に関する事業への参加促進など、複数の項目については取り組みの強化が必要である。特に男女共同参画に関する事業への参加促進の項目については、配慮の徹底に努める。また教育の場でのセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進については、具体的な事業が実施できていないことから、早急に事業を検討する。
平成29年度	暴力の防止・救済に向けた環境の整備に関する事業については、28年度より7パーセント増加して89%の事業が A 評価であり、実施状況は引き続き良好かつ改善されている。しかしながら配慮項目に注目すると、①メンバーの選考への配慮や実施環境への配慮、④男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境の整備、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握など、複数の項目については取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。未実施の事業については、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成28年度	相談業務について、例えば平日時間外の対応を検討するなど、相談業務については受け手側ではなく相談者側の立場に立った体制づくりをしてほしい。
平成29年度	<ol style="list-style-type: none">1. 勤務する相談員が安心して執務ができるよう環境の整備、待遇の向上、スキルアップができる体制を整えていただきたい。2. 声を挙げられない人の声、特に環境の中で潜在化する暴力を救い上げられるよう、取り組みを進めていただきたい。3. 暴力を引き起こすものに向き合うこと、また、教育などを通じて、暴力が生じる以前に抑止することや自身への対処を学べるような取り組みを検討していただきたい。

【重点項目 4】 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

28年度よりも、A評価の事業は6パーセント増加して83%となっています。未実施事業につきましては、28年度は1事業でありましたが、29年度は同じ1事業となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目 4		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	30	5	0	0	1	36
	割合	83%	14%	0%	0%	3%	-
H28	件数	27	7	0	0	1	35
	割合	77%	20%	0%	0%	3%	-

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	54	46	0	0	48	52	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	73	15	9	3	62	24	12	3
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	88	12	0	0	88	12	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	45	36	18	0	36	42	9	9
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	0	100	0	0	0	100	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	75	0	25	0	50	25	0	25
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	79	21	0	0	62	35	0	3
計	71	24	4	1	63	31	3	3

(3) 事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
16	メディア・リテラシー(メディアを読み解く力) 向上のための支援	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A

【当該項目】

No	男女共同参画 事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
112	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利) についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	男女共同参画課	リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての県主催の研修会に参加し、啓発に努める。	A	A	A
113	健康管理に関する情報の提供	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域において積極的に進めます。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であることにも留意します。	健康増進課	1. 健康教室及び健康セミナーを開催する。 2. 広報紙に健康生活をテーマとした記事を掲載する。	A	A	A
114	学校教育における健康教室の実施	学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進をはかります。	保健体育課	保健体育教科における保健分野の指導の充実を図る。	A	A	A
115	女性の生涯を通じた健康診査・指導の推進	女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、ライフスタイルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面するため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた適切な健康保持に関する事業を推進します。	健康増進課	母子健康手帳交付時の個別相談、妊婦健康診査の受診、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、女性の健康セミナー、生活習慣病予防訪問指導を実施する。	A	A	A
116	発達段階に応じた性教育の推進	性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防に関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個人を尊重し、相手をおもいやり、望ましい人間関係を構	健康増進課	命のふれあい教室(市内中学校2年生全員対象)を実施する。	A	A	A
			保健体育課	小中学校保健体育教科の保健分野「体の発育発達」「心身の発達と心の健康」学習の充実	A		

		築するなど、適切な行動がとれるよう、学校において「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした性教育を進めます。					
117	食育の推進	食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進します。その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止とともに、男性の生活・自活能力の向上にも留意します。	農政課	1. 山田中学校で米作り体験の支援を行う。 2. 生産者と消費者との交流を図る。	B	A	A
			保健体育課	1. 食育推進校を指定する。 2. 心を育む食育講演会を開催する。 3. 調理員スキルアップ研修会を開催する。	A		
			健康増進課	健康料理教室・親子料理教室・高齢者料理教室・男性料理教室・郷土料理教室など始良市食生活改善推進員協議会の自主活動を支援する。	B		
118	健康をめぐる問題の相談体制の充実	男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようになるための健康全般に関する相談を性差に応じて実施します。	健康増進課	各保健センターでの相談や糖尿病予防相談、精神保健及び健康増進相談など健康相談を実施する。	A	A	A
119	妊娠・出産期までの一貫したサービスの提供	日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫した医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図ります。さらに妊婦等に対する早期の妊娠届の勧奨などにより、妊婦検診の公的負担や出産一時金などにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課	1. 母子健康手帳を交付する。 2. 妊婦健康診査を実施する。	A	A	A
120	母子保健活動の推進	妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した体制の整備を図ります。	健康増進課	1. 助産師による訪問指導を実施する。 2. 保健師による訪問指導を実施する。	B	B	B
121	「マタニティマーク」の普及	妊婦検診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対する環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。	健康増進課	母子健康手帳交付時に「マタニティマーク」ステッカーを同時配布する。	A	A	A
122	不妊治療の経済的負担の軽減	高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用に対する助成を行うとともに、支援の充実を図ります。	健康増進課	不妊治療費を助成する。	A	A	B
123	職場における健康管理の推進	男性の働き方の見直し等長時間労働の抑制を図り、休養や食事等によ	男女共同参画課	1. 広報誌に『ワークライフバランス』についての記事を掲載し、働き方に	A	A	A

		る自己の健康を適切に管理するよう、職場における健康管理の推進を進めます。		ついて問題提起を行う。 2. 県が主催する研修会に参加する。			
124	性感染症の予防に関する啓発の実施	H I V / エイズや子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすことから予防に関する積極的な広報活動を行います。	健康増進課	広報紙及びホームページに記事を掲載、リーフレット及びポスターを掲示・配布する。 平成28年度：始良保健所「HIV検査普及週間」に関する情報の提供	A	A	A
125	H I V / エイズについての発達段階を踏まえた教育・学習の推進	正しい知識を身に付け、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう教育・学習を進めます。	健康増進課	鹿児島県「HIV研修会」へ参加する。	B	A	A
			保健体育課	小中学校保健体育教科の保健分野「病気の予防」「健康な生活と疾病の予防」学習の充実	A		
126	薬物乱用防止教育の実施	薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となる社会基盤を揺るがしかねない行為であることから、薬物乱用と健康の関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう健康に与える影響について指導し、教育を行います。	健康増進課	「不正大麻・けし撲滅運動」に係る啓発ポスターの掲示及びパンフレットの配布を行う。 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動への協力を行う。	B	A	A
			保健体育課	小中学校保健体育教科の保健分野「病気の予防」「健康な生活と疾病の予防」学習の充実、各種研修会への積極的参加	A		
127	喫煙・飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に進めます。	健康増進課	1. 母子健康手帳交付時に、妊婦の喫煙者や飲酒者に対する個別対応を図る。 2. 広報紙に喫煙や飲酒に関する記事を掲載する。	A	A	A
			保健体育課	小中学校保健体育教科の保健分野「病気の予防」「健康な生活と疾病の予防」学習の充実	A		
128	職場や公共の場における受動喫煙防止対策の実施	受動喫煙が身体に及ぼす影響等の情報を提供し、受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。	健康増進課	「世界禁煙デー」にちなみ、禁煙や受動喫煙防止についての情報を広報紙や市防災メールを利用し、発信する。	A	A	A
129	自死予防対策の推進	我が国の自死者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状の中、特に中高年の男性に焦点を当てた自死予防に関する啓発運動を進めます。その際、固定的な役割分担意識を背景に、男性が精神面で孤立	健康増進課	1. ゲートキーパー養成研修を実施する。 2. 啓発キャンペーンを実施する。 平成28年度：駅前立哨や成人式、自殺対策強化月間にパンフレット・ポケットティッシュ配布	A	A	A

		しやすいこと等、男女共同参画社会の形成の重要性への理解を促進できるような広報に努めます。		3. ホームページ「心の体温計」を運営する。			
			男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	評価なし		
130	性差に応じたがん検診の充実	性差に応じたがん検診(乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん)の予防施策を進めます。特に、女性のがん罹患率の第一位である乳がんについては、自己診断が可能であることから、その方法について普及啓発を図ります。	健康増進課	女性検診を実施する(子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症)。子宮頸がん検診は20~40歳、乳がん検診は40~60歳の対象者のうち、節目年齢該当者に無料クーポン券を発行する(平成29年度からはクーポン券の発行はなし(20歳、40歳は今までどおり無料))。また乳がん検診会場で、自己検査法に関するビデオを上映し、啓発を行う。	A	A	A
131	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	男性の方が肥満者や喫煙飲酒する者の割合が高い状況にあること等的確に踏まえて、性差に応じた生活習慣病の予防施策を展開します。また、高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた普及啓発を図ります。	健康増進課	40~70歳のうち5歳節目の年齢に当たる方を対象に骨粗しょう症検診を実施する。	A	A	A
132	検診受診率の向上	あらゆる検診の受診者数を増やす取り組みを進めます。特に、若年層の受診率の向上に向けた普及啓発を行います。	健康増進課	1. 新20歳の女性、新40歳及歳の男女に受診票を送付する。 2. 各種検診の案内時に資料パンフレットを同封して啓発を図る。 3. 新40歳すべての検診を無料とする。 4. 女性検診実施時、託児サービスを設ける。	A	A	A
133	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	高齢者が自立して日常生活に向けて、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を進めます。	健康増進課	ロコモ予防教室の実施	A	A	A
			保健体育課	ニューエルダー元気塾を実施する。	A		
134	地域においてスポーツを親しむ環境の整備	男女自らがスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、地域において男女を問わずスポーツを親しむことができる環境の整備を行います。	保健体育課	スポーツ教室など生涯スポーツ市民講座を実施する。	A	A	A
135	スポーツ指導者の育成	男女を問わず、地域の実態や住民ニーズに応じたスポーツに関する指	保健体育課	スポーツ少年団指導者等講習会を実施する。	A	A	B

		導ができる人材について養成・活用に努めるよう支援します。					
136	総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加の推進	身近な地域で健康づくりを図るための環境の整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参画を推進するとともに、普及啓発に向けた取り組みを推進します。	保健体育課	健康教室など生涯スポーツ市民講座を実施する。	A	A	B
137	母子健康管理指導事項連絡カードの活用促進	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える母子健康管理指導事項連絡カードを周知し、活用を促進します。	健康増進課	母子健康手帳交付時に、有職者に対して母子健康管理指導事項連絡カードを渡し、その活用方法を説明する。	A	A	A
138	メンタルヘルス支援策の推進	精神疾患があっても地域の中で、安心して暮らせるよう、精神疾患への正しい理解の周知に努めます。その際、摂食障害等その背景に固定的な性別役割分担意識が影響を与えていること等に考慮して取り組みます。	健康増進課	地域で発生した精神疾患に関するケースや相談ごとに、地区担当保健師をもって随時対応する。	A	A	A
139	家族経営協定の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	農業に従事する女性は、家族経営体の特質もあり、雇用者に保障されている妊娠・出産・育児期の安心と安全のためのサービスを受用する機会の確保が難しいため、家族経営協定に健康保持に関すること、特に女性の健康支援に関する項目を設置するよう助言を行います。	農政課	家族経営協定を締結する。	A	A	A

(4) 未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
129	自死予防対策の推進	我が国の自死者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状の中、特に中高年の男性に焦点を当てた自死予防に関する啓発運動を進めます。その際、固定的な役割分担意識を背景に、男性が精神面で孤立しやすいこと等、男女共同参画社会の形成の重要性への理解を促進できるような広報に努めます。	男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	該当する事業がない。

(5) 三次評価（推進委員会）

平成28年度	心身の健康支援に関する事業については、77%の事業がA評価であることから、実施状況はおおむね良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、家族形態・生活スタイルの多様化への配慮や実施環境への配慮、事業関係者への配慮要請など、複数の項目については取り組みの強化が必要である。特に関係者への配慮要請については徹底に努める。
平成29年度	心身の健康支援に関する事業については、28年度より6パーセント増加して83%の事業がA評価である。実施状況は引き続き良好かつ改善されている。しかしながら、配慮項目に注目すると、①メンバーの選考への配慮や④男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境の整備、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握など、複数の項目については取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成28年度	推進委員会からの意見と同様、関係機関に対する配慮要請について、徹底に努めていただきたい。
平成29年度	1. 食生活、健康と食育の重要性を鑑み、事業に取り組んでいただきたい。 2. 各年代層向けの事業が幅広く実施されているが、メンタルヘルスケアに必要とされるセルフケアについてなど、自分自身を振り返ることのできる機会を提供していただきたい。

【重点項目5】生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

28年度よりも、A評価の事業は4パーセント増加して96%となっています。未実施事業につきましては、28年度は1事業でありましたが、事業の実施により、29年度は0事業となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目5		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	52	2	0	0	0	54
	割合	96%	4%	0%	0%	0%	-
H28	件数	48	3	0	0	1	52
	割合	92%	6%	0%	0%	2%	-

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	88	12	0	0	80	20	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	93	7	0	0	79	21	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	95	5	0	0	91	9	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	86	14	0	0	71	29	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	67	0	33	0	100	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	57	14	14	14	71	29	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	67	33	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	86	14	0	0	87	13	0	0
計	88	10	1	0	84	16	0	0

(3) 事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
5	教職員、幼稚園教諭、保育士等教育に携わる人への研修	【重点項目1に掲載】	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			子育て支援課	【重点項目1に掲載】	A		
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
6	人権教育・学習の推進	【重点項目1に掲載】	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
21	市が開催する講座等での一時保育の実施	【重点項目1に掲載】	子育て支援課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
			図書館	【重点項目1に掲載】	A		
			総務課	【重点項目1に掲載】	A		
			健康増進課	【重点項目1に掲載】	実施無し		
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
140	多様な保育サービスの充実	保育サービスの提供に当たっては、サービスの質の向上の観点から、保育士等保育に携わる人の男女共同参画意識が無意識のうちに子どもたちに及ぼす影響を配慮し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行を見直すよう努めます。また、利用者の視点に立ち、働き方の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育・一時保育・障がい児等多様な保育サービスの拡充を図ります。	子育て支援課	1. 延長保育事業や障害児保育事業、休日保育事業、一時保育促進事業、病児保育事業を実施する。 2. 病児保育事業について、児童の病気の程度に合わせた利用が可能となるよう、病児・病後児保育事業に整備。	A	A	A
141	放課後児童対策の実施	小学校低学年の児童を放課後に保育することで、児童の健全な育成を図りながら、保護者と子育ての両立を支援します。	子育て支援課	保護者が就労等により、日中家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図る。	A	A	A

142	地域子育て支援センター事業	就業の有無にかかわらず、地域住民が協働して子育て中の親子が相談、交流し情報交換等子育てを支援できるよう、地域子育て支援拠点施設の整備を進めます。	子育て支援課	子育て親子の交流や相談等を促進する子育て支援拠点として設置。市内保育所4ヶ所と社会福祉協議会へ2ヶ所(あいあいとかじきっず)を委託する。	A	A	A
143	ママ・サポート事業	育児不安が強くフォローが必要な産婦に対して、個別に相談に応じ育児不安の軽減や相談機関の紹介を行い、育児の孤立化の予防を進めます。	健康増進課	産後うつ状態が疑われる産婦に対して、助産師による訪問指導を実施する。	A	A	A
144	ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けをしたい人と、手助けがほしい人を組織化し、子育ての援助を受けたい人が必要な時に安心して利用できる体制の充実を図ります。同時に子育てサロン等と一体化した取り組みを行います。	子育て支援課	育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人が会員となり、育児を助け合う会員組織による子育て支援を行う事業を実施する。 注:社会福祉協議会に委託している。	A	A	A
145	子育てに関する相談の実施	子育てに関する相談に当たっては、相談者の多様な生活形態を受容する人権尊重の視点を踏まえて、画一的な子育て感による「あるべき姿」を強調することが、子育て中の人の孤独や不安に影響を及ぼすことに配慮して行います。また、関係機関(学校・教育委員会等)と相談員(児童委員、スクールカウンセラー等)との連携を強め、学童期、思春期におけるさまざまな問題に対処できるよう相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	イオン東街区ゆめみらい保育園あいらの一角に子育てコンシェルジュを配置。土・日・月の、休日を中心に配置を行う。気軽に相談できる場として、子育ての拠点のひとつを担う。	A	A	A
			社会教育課	SSVC(スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター)事業における、家庭教育サポーターによる家庭教育学級等の支援を通じた相談活動。	A		
			健康増進課	乳幼児検診や母子相談で子育てに関する相談を実施。	B		
			男女共同参画課	福祉部、教育委員会と連携をし、相談員が多様な問題に対し、支援を行う。	A		
146	子育て便利帳等子育てに関する情報提供の充実	これから子どもを産もうとしている人や子育て中の家庭が、子育てに関し、必要な時に適切な情報が得られるよう「子育て便利帳」の配布等情報提供を行います。	子育て支援課	子育て便利帳を発行する。またイオンタウンあいら東街区配置の子育てコンシェルジュにて情報提供の場を整備する。 設置場所:子育て支援センター・保育所・パスポート協賛店・行政窓口・母子保健推進員訪問等で配布する。	A	A	A
147	育児休業法の周知	性別や雇用形態にかかわらず希望	商工観光課	ふるさとハローワークを通じ	A	A	A

		する人が育児休業を取得できるよう、育児休業法の周知に関わる情報提供を行います。		て情報提供を行う。			
			男女共同 参画課	鹿児島県主催の研修会に参加する。	A		
148	民生委員・児童委員活動の推進	主任児童委員を中心した、民生委員・児童委員の活動により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。	社会福祉課	子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。また情報を共有するために、主任児童委員研究会を行い、より地域の実情を把握して行動する。	A	A	A
149	子育て支援に関する情報発信・情報提供の体制整備	市における子育て支援に関する情報をより多くの子育て当事者に届けるために、市におけるあらゆる子育て支援に係る資源を一元的に把握し、ホームページや広報誌にとどまらず、各種健康診査の機会等を捉えて積極的な情報提供を図るための体制整備に取り組む等、多様な方法での広報に努めます。	子育て支援課	子育て便利帳を発行する。またイオンタウンあいら東街区において、子育てコンシェルジュ（子育てに関する相談員）の配置を実施する。 設置場所：子育て支援センター・保育所・パスポート協賛店・行政窓口・母子保健推進員訪問等で配布。	A	A	A
			男女共同 参画課	平成 29 年度に子育て便利帳が発行された。	A		
150	地域での見守りネットワークづくりの推進	何らかの支援を必要とする人にとって、最も身近な住民による見守り活動や援助活動のほか、在宅福祉アドバイザーやサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮し推進します。	健康増進課	保健師による訪問活動を実施する。	A	A	A
			社会福祉課	年間を通して担当する区域において高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごと、女性の地域活動参画等、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。	A		

151	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が要請される多様な地域課題に対応するため、住民自治に根ざした地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築に向けて、そのあり方について調査研究します。	地域政策課	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティのために、これまでの各地域の歴史や風土を踏まえ、あらゆる地域組織から構成し、地域の独自性を持った「校区コミュニティ協議会」を運営する。	B	B	B
152	障がいのある人の生活の安定と自立を支えるためのあらゆる施策への男女共同参画の視点の導入	障がいのある人に係る施策の実施に当たっては、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」を踏まえて、性別によるニーズの把握や対応に配慮します。さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。また、障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するためのサービスの充実を図ります。	長寿・障害福祉課	1. 障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス、自立支援医療費、重度心身障害者医療費助成等を行う。 2. 地域自立支援協議会、同専門部会などを開催する。	A	A	A
153	子育てにともなう経済的負担の軽減	ひとり親については、自立を促進するため経済的支援を行います。その他、諸制度についても周知と弾力的運用を図ります。その際、家庭の経済的状況が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼすことのないよう、また、経済的理由で就学や進学を断念することがないよう、育英会の貸付制度に関する知識や活用についての周知を行います。	教育総務課	1. 鹿児島県育英財団の高等学校等奨学生予約募集の周知を行う。 2. 始良市育英奨学生を募集する。	A	A	A
			子ども政策課	母子寡婦福祉資金貸付の際に、他制度の貸付についても照会案内を行う。	A		
154	子ども医療費助成事業	安心して子育てができるように、子ども医療費助成事業により一層に周知を図ります。	子ども政策課	子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの健康維持を図るため、中学校を卒業するまでの期間、保健診察による医療費の自己負担額の助成を行う。	A	A	A
155	ひとり親家庭に対する保育所への優先入所	ひとり親家庭に対し、保育所に優先的に入所できるよう配慮します。	子育て支援課	保育所入所選考において、母子父子家庭は指数調整による加算を設け、優先的に入所できるよう配慮する。	A	A	A
156	スクーリング・サポート事業	登校できずに悩んでいる児童生徒に仲間との「ふれあい」の機会を提供し、いろいろな体験学習をすることによって、自主性や社会性、人とのか	学校教育課	1. 適応指導教室（ふれあい教室）を始良公民館、加治木総合支所に開設する。 2. 不登校児童生徒の適応指導の	A	A	A

		かわり方などの能力を養い、学校へ復帰できるように指導助言を行います。		在り方について調査研究を行う。 3.「ふれあい教室」への通室をおして、学校・家庭・地域社会との連携を構築し、社会的自立ができるように努める。			
157	交流の場としての公園の整備	子どもの身近な遊び場や子育て中の親の交流の場などとして利用できる公園の整備を推進します。	都市計画課	公園を設計する段階で地域の実情や利用形態など地域住民からの意見を取り入れ子どもから高齢者まで利用しやすい公園づくりを行う。	A	A	B
158	高齢期を見据えた若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発	経済的・生活的自立に関して、租税教育等の機会を活用するなど男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実をはかり、若年期からの生活の安定と自立を見据えたライフプランニングについての啓発を図ります。	税務課	始良市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、税に対する理解を醸成するため、各学校で出前講座を実施する。	A	A	A
159	各種相談窓口の環境整備	地域課題の多様化に伴い、生活上の困難を複合的に抱えるなど各種相談へのニーズも多様化・複合化するなど、相談に係る施策に多様化への対応が求められています。そのため、生活に関する様々な相談窓口を一元化し、利用促進を図る周知を行うなど、相談者にとって適切な相談が受けられる環境の整備に取り組みます。	子育て支援課	イオン東街区ゆめみらい保育園あいらの一角に子育てコンシェルジュを配置。土・日・月の、休日を中心に配置を行う。気軽に相談できる場として、子育ての拠点のひとつを担う。	A	A	A
			社会福祉課	生活困窮者相談窓口の充実化を図り、生活保護受給に陥らない適切な相談事業を行うと共に、相談者の秘密を守り、継続的な支援体制を構築する。	A		
			男女共同参画課	女性相談窓口を設置する。加治木総合支所、蒲生総合支所については、事前予約により対応する。	A		
160	リサイクルの推進	子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、必要なくなったチャイルド・シート等子育てに必要なものをリサイクルするための意識の醸成やシステムの整備を進めます。	生活環境課	1.リサイクルショップの利用などごみ減量が図られることについて広報誌に掲載する。 2.市内6箇所の資源物集荷所の開設と衣類の収集を継続する。	A	A	A
161	虐待防止ネットワークの確立	高齢者や障がい者や子ども等の人権を守るため、虐待の防止に向けた啓発を行います。また、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見、予防に取り組むとともに、問題解決のための情報の共有や関係機関との	子ども政策課	虐待等の情報提供の際は、各関係機関と情報を共有し、場合によってはケース会議等を開き対応する。	A	A	A
			男女共同参画課	関係機関が開催する会議で情報の共有を行い、連携の体制作り	A		

		連携体制を整備します。		に努める。			
			長寿・障害 福祉課	1. 各々の事例について、担当者会議（ケース会議）を開催し、対応策を協議し、支援につなげる。 2. 権利擁護事業として、高齢者虐待防止及び早期発見のためのパンフレットをカウンターへ配置する。 3. 司法機関、警察署、介護事業所、民生委員、自治会長、社協、介護事業者、庁内関係部署等、ケースに応じてあらゆる機関等と連携を図り対応する。	A		
162	高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発	地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動の中で十分に発揮し、男女共同参画の視点に立った地域における支援を促進し、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発を行います。また、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう取り組みます。	社会福祉課	社会福祉協議会の実施する高齢者サロン及び地域行事への参加を通じ、社会参加の機会について、個々人の意向に配慮しつつ、広報・啓発に努める。	A	A	A
			長寿・障害 福祉課	高齢者の積極的な社会参加と介護予防を進めるため、介護施設などでボランティア活動に参加するボランティアポイントを実施する。	A		
163	シルバー人材センターの支援	教育・子育て・介護・環境の分野を重点的にシルバー人材センターと共同して事業の支援の推進を行います。また、シルバー人材センターの会員が身近な地域で安心して働くことができるような多様な就労機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図ります。	長寿・障害 福祉課	1. 技術・技能・施設管理・事務・一般作業・サービス等の幅広い業務を受注する。 2. 環境美化、子どもとのふれあい、耕作放棄地の活用等、新たな取組も行う。 3. 「シルバーの日」にボランティア活動（地域清掃活動）を行う。	A	A	A
164	老人クラブ活動への支援	世代間の理解を促進するための各種交流事業を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブ活動への支援を行います。	長寿・障害 福祉課	高齢者の健康と生きがいをづくり、仲間作り等を目的に、各種活動を行っている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会への活動・事業の補助を行う。	A	A	A
165	消費生活についての啓発・教育	消費者被害防止の普及啓発の強化を図ります。また、一人暮らしの高齢女性が被害にあう場合が多いことから、高齢女性が利用しやすい体制の整備を図ります。	男女共同 参画課	1. 相談員に女性を配置し、男女問わず相談しやすい体制を整える。 2. 出前講座を各地で開催し、消費問題を身近に感じてもらい、普及啓発に努める。	A	A	A

				3. JA あいら女性部、母子寡婦福祉会において「消費生活出前講座」を実施する。			
166	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう居宅事業所や医療機関、福祉関係機関と連携してネットワークを形成し、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します。	長寿・障害福祉課	医療機関・介護保険施設等との連携や介護支援専門員に対する個別支援の実施、介護予防ケアマネジメント点検を実施する。また主任介護支援専門員連絡会の開催や介護支援専門員等研修会への参加、地域ケア会議を開催する。	A	A	A
167	多様な介護サービスの提供	介護する人・介護される人の多様なニーズに対応するため、様々な介護サービスが利用できるよう関係機関と連携を図ります。	長寿・障害福祉課	1. インフォーマルサービス一覧表を作成する。 2. 地域支え合い体制づくり事業により、認知症の人と家族介護者を支援するための徘徊模擬訓練を実施する。 3. 認知症の人と家族介護者を支援するための認知症サポーター養成講座を開催する。	A	A	A
168	緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、緊急時の在宅高齢者を支援します。	長寿・障害福祉課	高齢者の急病及び災害時に対応するための緊急通報装置を貸与することにより、不安を解消し、住み慣れた地域での在宅生活を支援する。	A	A	A
169	外国人が安心して暮らせる環境の整備	国際交流を行うNPO等の団体と連携し、言語の問題等、地域社会の中で孤立しやすい外国人が、性別や、その生活形態にかかわらず、尊厳を持った日常生活を送ることができる環境の整備に努めます。	企画政策課	市内国際交流協会へ、男女共同参画の視点を踏まえた事業実施を行うよう助言する。	A	A	A
170	家庭介護者の介護負担の軽減	高齢者を介護している家族に対し、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とした各種サービスの充実を図ります。	長寿・障害福祉課	1. 認知症サポーター養成講座により、認知症の方々の介護方法の学習及び介護者のストレス解消のための支援を行う。 2. 家族介護支援事業により、介護者の経済的支援のため、紙おむつの必要な方に支給する。 3. 総合相談支援事業を実施する。また地域包括支援センターに所属する社会福祉士、保健師、主任	A	A	A

				介護支援専門等による介護・福祉・医療・権利擁護等の相談の対応を行う。			
171	コミュニティバスの利用促進	高齢者等の移動手段となる、車を持たない市民の自立支援となるコミュニティバス運行体系を整備し、利用促進を図ります。	地域政策課	始良市地域公共交通会議を実施し、乗合バス輸送等に係る生活交通の維持・確保及び新たなシステムの方策について検討・協議を行う。	A	A	A
172	要援護者ネットワークの整備	プライバシー保護に配慮しながら、要援護状態にある高齢者や障がい者等、災害時に避難誘導などを必要とする人の把握に努めます。	危機管理課	要配慮者のうち避難時に支援が必要な者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係各課と協議を重ねる。	A	A	A
			社会福祉課	高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守りを通じて、要援護者の把握に努める。	A		
			長寿・障害福祉課	在宅福祉アドバイザーを地域の核として、民生委員と連携を図りながら、高齢者や障害者に対し、声かけや見守り活動を行う。	A		
173	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	避難所における授乳スペースの設置や、着替えスペースの確保等、一人ひとりの人権に配慮した避難所の運営等、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努めます。	危機管理課	1. 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。 2. 男女共同参画の視点に立った事業にも取り組む。	A	A	A
174	子育てグループの活動の支援	核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化により、子育てに対し悩みを抱えている保護者同士が子育てについて相談し合える環境の整備を図るとともに、子育てサロンや親子ふれあい教室等、子育てグループの活動を支援します。	社会教育課	1. 「始良市子育て手帳」を配布し、活用する。 2. S S V C家庭教育サポーターを活用する。 3. 公民館等の施設を利用して実施される親子ふれあい教室等の活動支援を行う。	A	A	A
			子育て支援課	子育て便利帳へ子育てサロン実施会場の掲載をする。	A		
175	バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	高齢者・障がい者、妊婦、子育て中の人等すべての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びをもって生活を送ることができるよう、高齢者の移動手段の確保や段差の解消等のバリアフリー化を推進	社会教育課	所管施設の改修・整備におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインの視点からの検討機会の設定。	A	A	A
			男女共同参画課	公共の施設を作る際、男女共同参画の視点に基づき配慮した計画を立てるように担当部署へ周	A		

		します。		知する。			
			保険年金課	北山診療所において、高齢者等の診察に支障が無いよう、スロープの設置による段差の解消や手摺の設置などバリアフリー設計としている。また、施設内での移動が安全にスムーズに行われるよう歩行補助機を配備している。	A		

(4) 未実施事業一覧

平成 29 年度はなし。

(5) 三次評価（推進委員会）

平成 28 年度	環境の整備に関する事業については、92%の事業が A 評価であることから、実施状況は良好である。配慮項目についても、おおむね配慮できている状況であることから、今後も継続して事業実施に努める。
平成 29 年度	環境の整備に関する事業については、28 年度より 4 パーセント増加して 96%の事業が A 評価であり、実施状況は引き続き良好である。しかしながら、配慮項目に注目すると、⑤男女共同参画に関する事業への参加促進の項目や、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目、⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対しての配慮要請など、複数の項目については取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成 28 年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎建設について、男女共同参画の視点に配慮した設計等を行って頂きたい。 2. 在宅福祉アドバイザーについて、同性であれば話しやすいということもあることから男性女性問わず選出をお願いしたい。 3. 地域防災計画について、女性に限らず子どもや高齢者などが日常生活を送る上で必要なものや場所は、しっかりと準備をお願いしたい。
平成 29 年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 制度の狭間にいる方々の課題を抽出することにより、困難や課題に対してどのように対応していくかを考えていく取組みを進めていただきたい。 2. 地域資源の連携に向けた取組みを進めていただきたい。

【重点項目 6】仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

28年度よりも、A評価の事業は17パーセント増加して77%となっています。未実施事業につきましては、28年度は4事業でありましたが、29年度は同じ4事業(5課)となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目 6		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	20	1	0	0	5	26
	割合	77%	4%	0%	0%	19%	-
H28	件数	15	6	0	0	4	25
	割合	60%	24%	0%	0%	16%	-

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	87	7	0	7	60	7	27	7
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	95	0	0	5	71	24	0	5
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	95	5	0	0	76	24	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	100	0	0	0	0	0	100	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	86	14	0	0	62	33	0	5
計	92	6	0	2	92	6	0	2

(3) 事業ごと評価一覧

【再掲】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
6	人権教育・学習の推進	【重点項目1に掲載】	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
15	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	【重点項目1に掲載】	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
18	租税教育への男女共同参画の視点の導入	【重点項目1に掲載】	税務課	【重点項目1に掲載】	A	A	A

【当該項目】

No	男女共同参画 事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
176	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての広報・啓発活動の推進	始良市男女共同参画推進条例第3条第4項に則り、性別に関わりなく、すべての人が地域社会や家庭生活に参画し、男女共同参画を実現するため、ライフスタイルに応じた多様な働き方のための仕事と生活の調和の必要性について理解を深めるための研修や情報提供を行います。	男女共同参画課	広報誌に『ワークライフバランス』についての記事を掲載し、働き方について問題提起を行う。	A	A	A
177	男性の育児休暇・介護休暇取得の促進	父親の子育て参画や子育て中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画について啓発を行います。	総務課	該当する職員への「始良市子育てハンドブック」の周知を行う。	A	A	A
			男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	A		
178	仕事と家庭の両立ができる誰もが働きやすい環境をつくるため事業所等に対する情報提供	性別や生活形態、家族形態にかかわらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行います。	商工観光課		A	A	B
179	家族経営協定の締結の促進	生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結を推進します。また、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。	農政課	家族経営協定を締結する。	A	A	A

180	メンター制度の確立に向けた調査・研究	女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談にのり、助言を与えてくれるメンター制度の確立に向けて、女性は「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を図るためのメンター制度を設けている自治体について情報を収集・研究します。	総務課	新規採用職員研修のカリキュラムに、先輩職員を講師とした、本人の経験に基づくワークライフバランスについての説明を盛り込む。	A	A	A
181	マザーズハローワーク事業の推進	育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることから、子育て女性等の再就職を重点的に支援するマザーズハローワーク事業を推進します。また、再就職や職業開発等きめ細やかな支援と情報の提供を行います。	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供等を行う。	A	A	B
182	妊娠・出産する女性の就業機会の確保	妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いに対する周知啓発を行い、妊娠・出産する女性の就業機会の確保を図ります。	男女共同参画課	広報紙やホームページに記事を掲載し、啓発を行う。	A	A	A
183	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性の健康管理についての周知徹底	均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけることを事業所に周知するとともに、働く女性の母性健康管理体制の制度の周知を行います。また、相談、情報提供体制の充実を図ります。	男女共同参画課		評価なし	評価なし	評価なし
184	コミュニティ・ビジネス等起業活動に関する支援	コミュニティ・ビジネスは、特に、働く場や働き方が限られる子育て中の女性にとって、主体的に働き方を選択できる選択肢のひとつであることから、コミュニティ・ビジネスや起業に関して、情報提供等の支援を行います。	男女共同参画課		評価なし	評価なし	評価なし
			農政課	女性農業者団体を対象とした研修等を実施する。	評価なし		
185	新規就農者への男女共同参画の視点を踏まえた支援の充実	就農希望者に対する情報提供、相談活動、就業先農業法人の紹介など、女性の新規就農希望者の就農に関し、男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進します。	農政課	女性の新規就農希望者の就農相談に対して、男女共同参画に視点に立った就農支援及び啓発を行う。	A	A	A
186	農業者年金の加入促進など社会保障制度の周知	男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、農業者年金制度の女性農業者や若い農業者の加入促進など各種社会保障制度の情報提供を行い、普及・定着を図ります。	農業委員会	1. 女性農業委員の農業者年金加入推進研修会へ参加する。 2. 農業者年金の周知や加入促進などのためパンフレットを配布する。	A	A	A

				3.若い農業者への農業者年金啓発活動を行う。(農業委員による個別訪問)			
			農政課	農林業労働者災害共済制度の周知及び加入促進を行う。	A		
187	パワーハラスメントに関する情報提供	事業所に対して、職場における「パワーハラスメント」の定義を周知するとともに、労働者に対して防止・救済に関する情報を提供します。その際、パワーハラスメントは人権問題であることへの理解を深められるような広報のあり方に留意します。	商工観光課		A	A	A
			男女共同参画課	広報誌およびホームページでハラスメントに関する記事を掲載し、情報提供を行う。	A		
188	男女雇用機会均等法法令、制度の周知	男女雇用機会均等法関係法令、制度の周知については、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努めます。	男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	A	A	B
189	「仕事と家庭を考える月間」の周知	10月の「仕事と家庭を考える月間」を周知し、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の必要性に関する気運を高めるとともに、両立指標を活用した「ファミリー・フレンドリー企業」の普及促進など、事業所に対する働きかけを行います。	男女共同参画課	広報誌にワークライフバランスについての記事を掲載し、啓発を行う。	A	A	A
190	男性を対象にした育児への参画のための支援	学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供を行います。また、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供を通じ、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図ります。	子育て支援課	子育て支援センターの講習会等へ父親の参加ができるよう、情報提供を行う。	A	A	A
191	男性を対象にした介護への参画のための支援	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たっては、男性が参加しやすい日程に配慮します。また、男性が気軽に介護について相談ができる場や機会の提供を拡大します。	長寿・障害福祉課		評価なし	評価なし	評価なし
192	職業訓練等の情報提供	安定した就労に向け、職業訓練に関する情報提供を行います。	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供を行う。	A	A	B
193	市役所におけるポジティブ・アクションの推進	始良市男女共同参画推進条例第2条第2項(積極的改善措置)に則り、女性職員を対象に政策形成の力量形成を図る研修の情報を提供するとともに、市役所にお	消防総務課	女性消防職員を考慮した設備等の維持管理を行う。	A	A	A
			総務課	統一的な評価に基づき役職職員に女性職員を積極的に登用する。	A		

		ける職種・職域・職階の性別による偏りを改善するためのポジティブ・アクションの実施に向けて、各種法令等を踏まえて調査研究を行います。					
194	事業所等に対するポジティブ・アクションに関する情報提供	関係機関と連携し、事業所におけるポジティブ・アクションを推奨するとともに、積極的にポジティブ・アクションを導入することができるよう、事業所の規模に応じた具体的な方法について好事例を収集し情報提供を行います。	男女共同 参画課	県主催の研修会に参加する。	評 価 な し	評 価 な し	評 価 な し
195	市役所における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進	特定事業主行動計画により、職員一人ひとりが、出産・子育てに理解ある働きやすい職場を目指し、「男性職員の育児休業法の取得促進」や「労働時間軽減のための職場環境の改善」等、市役所における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組みます。	総務課	新規採用職員や階層ごとの研修カリキュラムに含まれる「ワーク・ライフ・バランス」についての受講を実施する。また、男性職員による育児休業の取得、ノー残業デーの啓発を行う。	A	A	A
196	入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入推進	公共契約において、適正な労働条件の確保に資する取り組み、男女共同参画への積極的な取り組みをしている事業所を評価する事項の導入を推進します。	工事監査 課	入札参加資格登録の際の事業所ランク付けの際、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所については高く評価する。	B	B	B

(4) 未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
183	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性の健康管理についての周知徹底	均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけることを事業所に周知するとともに、働く女性の母性健康管理体制の周知を行います。また、相談、情報提供体制の充実を図ります。	男女共同 参画課		該当する事業がない。
184	コミュニティ・ビジネス等起業活動に関する支援	コミュニティ・ビジネスは、特に、働く場や働き方が限られる子育て中の女性にとって、主体的に働き方を選択できる選択肢のひとつであることから、コミュニティ・ビジネスや起業に関して、情報提供等の支援を行います。	男女共同 参画課		該当する事業がない。
			農政課	女性農業者団体を対象とした研修等を実施する。	該当する事例がない。
191	男性を対象にした介護への参画のための支援	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たっては、男性が参加しやすい日程に配慮します。また、男性が気軽に介護について相談ができる場や機会の提供	長寿・障害 福祉課		該当する事業がない。

		を拡大します。			
194	事業所等に対するポジティブ・アクションに関する情報提供	関係機関と連携し、事業所におけるポジティブ・アクションを推奨するとともに、積極的にポジティブ・アクションを導入することができるよう、事業所の規模に応じた具体的な方法について好事例を収集し情報提供を行います。	男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	該当する事業がない。

(5) 三次評価（推進委員会）

平成28年度	環境の整備に関する事業については、60%の事業がA評価だが、他の重点項目に関する事業と比較すると取り組みの強化が必要であるとの結果が出ている。配慮項目についても、実施環境への配慮や事業関係者への配慮はできているものの、その他の項目については、取り組みの強化が必要である。また男性を対象とした介護への参画のための支援については、具体的な働きかけができていない状況であることから、早急に支援体制を再検討する。
平成29年度	環境の整備に関する事業については、28年度より17パーセント増加して77%の事業がA評価である。実施状況は改善されて良好になっている。配慮項目についても、取組が改善されて、配慮されている状況である。事業所に向けた事業など、未実施の事業については、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成28年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男性を対象とした介護教室の実施など介護への男性の参画に関する事業を積極的に検討・実施してほしい。 2. 仕事と生活の調和を図る上での根幹は、働く場・雇用の場であることから、これらに対して法律の周知や現状把握を図るなど積極的な取り組みをお願いしたい。 3. 入札に関する評価制度について、市内等の企業等への十分な周知をお願いしたい。それに併せて出前講座の実施依頼をお願いしたい。
平成29年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関などと連携して働く環境の改善を進めていただきたい。出前講座の機会を活用して周知を図るほか、経営層への周知も図っていただきたい。 2. 性別に関わらず、介護者支援について、さらに推進していただきたいところではありますが、とりわけ、男性の介護への参画を進めるため、事業の展開を検討していただきたい。

【重点項目 7】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

28年度よりも、A評価の事業は4パーセント減少して70%となっています。未実施事業につきましては、28年度は4事業でありましたが、29年度は同じ4事業(6課)となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目 7		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	16	1	0	0	6	23
	割合	70%	4%	0%	0%	26%	-
H28	件数	17	2	0	0	4	23
	割合	74%	9%	0%	0%	17%	-

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	88	13	0	0	83	17	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	100	0	0	0	100	0	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	82	18	0	0	78	22	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	50	50	0	0	50	50	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	63	38	0	0	78	22	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	87	13	0	0	82	12	6	0
計	78	22	0	0	78	22	0	0

(3) 事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
1	男女共同参画社会づくりに 向けた広報・啓発活動の推進	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
10	市職員研修の実施	【重点項目1に掲載】	総務課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
20	各種講座・事業等の開催日時 の配慮	【重点項目1に掲載】	子育て支援課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
			保険年金課	【重点項目1に掲載】	A		
179	家族経営協定の締結の促進	【重点項目6に掲載】	農政課	【重点項目6に掲載】	A	A	A
180	メンター制度の確立に向け た調査・研究	【重点項目6に掲載】	総務課	【重点項目6に掲載】	A	A	A

【当該項目】

No	男女共同参画 事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
197	女性のためのエン パワメント研修の 実施	女性が政策・方針決定過程に参加するため、各種団体等の女性を対象に「エンパワメント」の理念を踏まえた研修を実施します。	男女共同 参画課	1. 他市で開催される研修会に参加し、情報収集を行う。 2. 始良市男女共同参画推進講座でエンパワメントに関するテーマを掲げ、実施する。	A	A	A
198	審議会委員等への 女性の参画の拡大	審議会等委員の参画に関する女性比率の現状等を調査し、関係機関や団体等への女性の参画を促します。	教育総務 課	教育委員会外部評価委員会 ・教育に関する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し公表する。 ・平成29年度は2回開催し、委員5人のうち2人は女性である。	A	A	A
			行政管理 課	指定管理候補者を選定するため、有識者、市民代表及び市職員で構成する指定管理候補者選定等委員会を設置するに当たり、市民代表すべてについて女性委員を選任した。	評価 なし		
			子育て 支援課	子ども・子育て会議委員の選定において、2:3で女性委員の割合が高い会議の運営を行っている。また開催時間に関しても就労している委員の出席がしやすいよう夜間の開催をしている。	A		

			社会教育課	条例委員等の委嘱に当たって、女性の参画拡大に努める。	A		
			男女共同参画課		評価なし		
			図書館	図書館協議会等意思決定機関での女性の参画拡大に努める。(9名中6名)	A		
			都市計画課	都市計画審議会等意思決定機関での女性の参画拡大に努める。	B		
			保険年金課	始良市国民健康保険運営協議会等意思決定機関で女性の参画拡大に努める。(12名中2名)	A		
199	各種団体への女性の参画拡大の支援	女性の能力が発揮されることが、各種団体の活動の活性化に不可欠という醸成を図りながら、女性のエンパワーメントに向けた研修等の情報を提供します。	男女共同参画課	1. 他市で開催される研修会に参加し、情報収集を行う。 2. 始良市男女共同参画推進講座でエンパワーメントに関するテーマを掲げ、実施する。	A	A	A
200	女性の人材リストの整備	女性の人材等に関する情報を収集し、各課が所管する審議会等の委員の委嘱時に活用します。	男女共同参画課	各課所管の審議会・委員会の女性の名簿を提出してもらい、整備を行う。	評価なし	評価なし	評価なし
201	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	学校教育・社会教育の場におけるPTA活動等、役員への女性の参画の促進について働きかけを行います。	学校教育課	1. 協働で子育て・人づくりを進めるPTA活動の充実 2. 各種委員会等への女性委員の登用促進	A	A	A
			社会教育課	市PTA連絡協議会総会・理事会等の機会において、啓発を行う。	A		
202	審議会等委員の公募制の導入	審議会委員等の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な参画を図ります。	子育て支援課		評価なし	A	A
			男女共同参画課	審議会委員等意思決定機関に公募制を導入する。	A		
			保険年金課	国保運営協議会委員の改選に伴い、関係機関へ委員の推薦を依頼する。	評価なし		
203	地域における方針決定過程への女性の参画の拡大	意欲ある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な研修の実施・支援を行います。	男女共同参画課	市が主催する男女共同参画推進講座の開催を周知し、意欲ある女性に研修する場を設ける。	A	A	A
204	農業関係分野における女性の参画の拡大	女性農業委員や農業組合等の女性役員の登用について選出母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進します。	農業委員会	1. 県女性農業委員の会総会・研修会へ参加する。 2. 始良・伊佐地区女性農業委員の会研修会へ参加する。	A	A	A

			農政課	市農業再生協議会会員に女性農業者団体と女性農業経営士の代表者を登用する。	A		
205	女性の新規就農への支援	就農希望者に対する情報提供、相談活動など女性の新規就業希望者の就労とのマッチングを推進するなど男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進します。	農政課	女性の新規就農希望者の就農相談に対して、男女共同参画に視点に立った就農支援及び啓発を行う。	A	A	A
206	コミュニティビジネス等における女性の参画拡大	地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。	男女共同参画課		評価なし	評価なし	評価なし
207	防災分野における女性の参画の拡大	被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災・防火の取り組みに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があることから、防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。	消防警防課	女性消防団等、防災・防火に女性視点を取り入れる。	A	A	A
			危機管理課	始良市防災会議の委員に、男女共同参画推進委員の会長を委嘱し、市地域防災計画に女性の意見を反映させるなど、防災分野における女性の参画の拡大に努める。	A		

(4) 未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
198	審議会等委員等への女性の参画の拡大	審議会等委員の参画に関する女性比率の現状等を調査し、関係機関や団体等への女性の参画を促します。	男女共同参画課		現時点で調査できていない。
			行政管理課	指定管理候補者を選定するため、有識者、市民代表及び市職員で構成する指定管理候補者選定等委員会を設置するに当たり、市民代表すべてについて女性委員を選任した。	平成29年度は指定管理者選考は無かった。
200	女性の人材リストの整備	女性の人材等に関する情報を収集し、各課が所管する審議会等の委員の委嘱時に活用します。	男女共同参画課	各課所管の審議会・委員会の女性の名簿を提出してもらい、整備を行う。	事業を実施できていない。
202	審議会等委員の公募制の導入	審議会委員等の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な参画を図ります。	子育て支援課		役職は条例に定められているため、公募の枠は無かった。
			保険年金課	国保運営協議会委員の改選に伴い、関係機関へ	事業の実施無し

				委員の推薦を依頼する。	
206	コミュニティビジネス等における女性の参画拡大	地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。	男女共同参画課		事業を実施できていない。

(5) 三次評価（推進委員会）

平成28年度	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する事業については、74%の事業が A 評価であることから、実施状況はおおむね良好である。配慮項目についても、おおむね配慮できている状況であることから、今後も継続して事業実施に努める。しかしながらこの重点項目については、他の重点項目と比較して、未実施事業が多いことから、一つでも多く実施できるよう取り組みを工夫する。
平成29年度	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する事業については、28 年度より4パーセント減少して70%の事業が A 評価であるが、引き続きおおむね良好な実施状況である。配慮項目については④男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境の整備、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握など、複数の項目については取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。女性の人材リストの整備事業など、未実施の事業については、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成28年度	<ol style="list-style-type: none"> 1.どの事業についてもいい状態である。ただ詳細を見たときに、働きかけが必要な部分はまだ多い。 2.各委員の女性比率について、その達成をお願いしたい。 3.救急について、通報時、年齢や性別・状況は伝えているので、その現場に適した人材を派遣して欲しい。
平成29年度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性の審議会等への参画率の向上を図るために、問題意識を持っている方へ向け、どのようなものに参画して欲しいかを明示して、特に、今まで女性の参画が無かった分野は内容を詳細に説明する機会を作っていただきたい。

【重点項目 8】 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

28年度よりも、A評価の事業は5パーセント減少して64%となっています。未実施事業につきましては、28年度は5事業でありましたが、29年度は同じ5事業（6課）となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目 8		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	9	1	0	0	4	14
	割合	64%	7%	0%	0%	29%	-
H28	件数	10	1	0	0	3	14
	割合	71%	7%	0%	0%	21%	-

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	89	11	0	0	67	33	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	90	10	0	0	80	20	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。（性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。）	91	9	0	0	82	18	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。	100	0	0	0	0	100	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	78	11	0	11	78	11	0	11
計	88	10	0	2	76	21	0	2

(3) 事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
2	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	【重点項目1に掲載】	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
20	各種講座・事業等の開催日時の配慮	【重点項目1に掲載】。	子育て支援課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
			保険年金課	【重点項目1に掲載】	A		
51	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	【重点項目1に掲載】	社会教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
			男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
151	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	【重点項目5に掲載】	地域政策課	【重点項目5に掲載】	B	B	B

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
208	男性の地域活動参画への支援	家庭や地域において、男性がいきいきと円滑に参画するための講座を行います。その際、地域活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくり研修を実施します。	男女共同参画課		評価なし	評価なし	評価なし
209	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	地域におけるボランティア活動やNPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されるよう、固定的な役割分担意識に基づく運営を見直し、情報や研修機会を提供します。	地域政策課	NPO法人や各種任意団体等が主体となって実施するイベントや行事等を、広く市民にお知らせするための記事を広報紙へ掲載する。	A	A	A
210	高齢者活動の推進	地域において高齢者の有する豊富な知識や経験を活用して世代間交流や地域文化の伝承活動を推進します。その際、高齢者のいきがづくりを推奨します。	社会教育課	子どもたちとの交流を図るまつりや十五夜、鬼火焚きなどの世代間交流が展開される各地区の事業において市から補助金を交付する。	A	A	A
211	家庭教育を支える地域ネットワークの構築	家庭教育等における男性の参画を促進し、家庭教育を支える地域のネットワークの構築や地域の活動を担う人材育成の普及を図ります。	社会教育課	1. 幼児期、小学校下学年、小学校上学年、中学校の4年齢期ごとの子育て手帳を配布する。 2. 家庭教育学級等における講師	A	A	A

				人材などを収めた講師・研修一覧表を改訂し、すべての学校に配布する。 3. S S V C家庭教育サポーターによる家庭教育学級等への支援を行う。			
			男女共同 参画課		評価 なし		
212	地域による学校支援事業	地域のボランティア人材を把握するとともに、学校のニーズに応じた人材支援等の調整を図ることで学校をサポートし、児童生徒の教育活動の充実を図ります。	社会教育 課	S S V C (スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター：学校支援) 事業を進める。	A	A	A
213	地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進	公民館や自治会等地域活動が行われている場を活用し、地域における課題解決や実践的活動に関する情報を収集・提供・共有を行い、男女共同参画の推進を図ります。	男女共同 参画課	自治会での役員会に参加し、男女共同参画社会に周知し、関係資料等を配布する。	A	A	A
214	地域活動を行っている団体とのネットワークの構築	男女共同参画の視点を踏まえ、NPO 等の地域活動を行っている団体等とのネットワークの構築・連携を図ります。	地域政策 課	NPO 法人からの情報提供及び広報紙への情報の掲載等を行う。 (随時掲載)	A	A	A
215	地域活動への多様な人々の参加の促進	男女ともに多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動において、男女がより活発な活動を展開できるよう推進します。	男女共同 参画課	自治会の役員会の中で、男女共同参画社会についての情報を提供し、性別に関わりなくお互いを尊重し合える組織づくりについて話をする。	A	A	A
216	地域における防災・防火活動の促進	市民が災害や防災・防火について意識し、被害を軽減できるよう、男女共同参画の視点に立った自主防災・防火組織の充実を図ります。	危機管理 課	自主防災組織を組織する自治会が、男女共同参画の視点を取り入れた規約等を策定できるよう助言を行う。	A	A	A
217	地域の活性化のための女性による起業、コミュニティビジネスの展開	地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。また利と農山漁村の交流の推進において、女性は重要な役割をはたしていることから女性の起業活動等を推進します。	男女共同 参画課		評価 なし	評価 なし	評価 なし
			農政課	女性農業者団体を対象とした研修を行う。	評価 なし		
218	コミュニティ助成事業の推進	コミュニティ活動の活性化と住みよいまちづくりを推進するため、コミュニティが実施する活動事業への支援を行います。	地域政策 課	自治会など地域のコミュニティ組織が、地域の連帯感に基づき実施する活動等に対し、直接必要な施設の整備等を支援する。また、活性化と住みよいまちづくりを	B	B	B

				推進するために、自治会へは自治会活動交付金を、校区コミュニティ協議会へは、校区コミュニティ協議会運営補助金を交付し支援を行う。			
219	地域づくり活動の手法を学ぶセミナー	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動のリーダーに対して、男女共同参画の視点からの地域運営についてのセミナーを実施します。	地域政策課		評価なし	評価なし	評価なし
220	協働による地域づくりを進めるための研修の実施	多様化する地域課題解決に向けて、行政を始めとするあらゆる主体の協働による地域づくりに向けた、行政職員や住民、NPO、自治会等を対象にした研修を実施します。	地域政策課		評価なし	評価なし	評価なし
221	避難所整備事業	災害時に援護を要する者にやさしい避難所となるよう、人・物の整備を行います。	危機管理課	指定避難所の見直しと、新たに指定緊急避難場所を追加し災害時の避難体制の充実を図るとともに、非常用発電機等を避難所に配備する。	A	A	A

(4) 未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
208	男性の地域活動参画への支援	家庭や地域において、男性がいきいきと円滑に参画するための講座を行います。その際、地域活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくり研修を実施します。	男女共同参画課		事業を実施できていない。
211	家庭教育を支える地域ネットワークの構築	家庭教育等における男性の参画を促進し、家庭教育を支える地域のネットワークの構築や地域の活動を担う人材育成の普及を図ります。	男女共同参画課		事業を実施できていない。
217	地域の活性化のための女性による起業、コミュニティビジネスの展開	地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。また利と農山漁村の交流の推進において、女性は重要な役割をはたしていることから女性の起業活動等を推進します。	農政課		該当する事業がない。
			男女共同参画課		該当する事業がない。
219	地域づくり活動の手法を学ぶセミナー	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動のリーダーに対して、男女共同参画の視点からの地域運営についてのセミナーを実施します。	地域政策課		平成27年度事業中止
220	協働による地域づくりを進めるための研修の実施	多様化する地域課題解決に向けて、行政を始めとするあらゆる主体の協働による地域づくりに向けた、行政職員や住民、NPO、自治会等を対象にした研修を実施します。	地域政策課		平成27年度事業中止

(5) 三次評価（推進委員会）

平成28年度	地域づくり活動の推進に関する事業については、71%の事業が A 評価であることから、実施状況はおおむね良好である。配慮項目についても、おおむね配慮できている状況であることから、今後も継続して事業実施に努める。しかしながらこの重点項目については、他の重点項目と比較して、未実施事業も多いことから、一つでも多く実施できるよう取り組みを工夫する。また地域づくり活動の手法を学ぶセミナーや協働による地域づくりを進めるための研修の実施については、具体的な事業が実施できていないことから、早急に事業を検討する。
平成29年度	地域づくり活動の推進に関する事業については、28年度より5パーセント減少して64%の事業がA評価であり、どちらかというと配慮ができているという状況にとどまり、他の項目と比較しても、評価が低い状況にある。しかしながら、配慮項目については、多くの項目で取組が改善されて、おおむね配慮できている。未実施の事業も含めて、事業担当課と連携して、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成28年度	なし
平成29年度	1. 地域住民、特に地域自治組織の運営に関わる方々への、男女共同参画の視点からの情報提供手段を構築して、個々の持つ男女共同参画に関する知識の更新を進めることにより、地域での男女共同参画が深化できるよう取組んでいただきたい。

【重点項目 9】 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

28年度と同じく90%の事業がA評価となっております。未実施事業につきましては、28年度は1事業でありましたが、29年度は同じ1事業となっております。

(1) 一次評価件数及び割合

重点項目 9		A	B	C	D	評価なし	計
H29	件数	9	0	0	0	1	10
	割合	90%	0%	0%	0%	10%	-
H28	件数	9	0	0	0	1	10
	割合	90%	0%	0%	0%	10%	-

(2) 配慮項目ごとの評価割合

配慮項目 ※数値はパーセント	H29				H28			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	100	0	0	0	100	0	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	100	0	0	0	100	0	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	100	0	0	0	100	0	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	75	25	0	0	33	67	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	100	0	0	0	67	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	100	0	0	0	100	0	0	0
計	97	3	0	0	93	5	0	3

(3) 事業ごと評価一覧

No	男女共同参画 事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	一次 評価	二次 評価	H28 二次
222	国・県・近隣自治 体・関係機関等と の連携	国・県・近隣自治体・関係機 関等との協力体制を強化し、連 携して男女共同参画社会につ いての研修や啓発活動を行い ます。	男女共同 参画課	1. 国の男女共同参画週間の期間中、ポス ター掲示や広報誌を利用したの周知など 啓発活動を行う。 2. 県の男女共同参画基礎講座へ参加す る。 3. 県男女共同参画週間事業の広報を行 い、参加する。 4. 県の男女共同参画事業への参加や啓発 活動を、広報誌やホームページを利用し て行う。	A	A	A
223	男女共同参画審議 会の機能発揮に係 る事務の推進	男女共同参画社会の形成の 促進に関する重要事項につ いて、調査・検討を行い、本計画 の進捗状況について評価を行 うなど審議会の機能が十分発 揮できるよう努めます。	男女共同 参画課	始良市男女共同参画基本計画の進捗状 況についての協議を行うため、男女共同 参画審議会を開催する。	A	A	A
224	男女共同参画推進 委員会の機能発揮	市が実施するすべての施策 に男女共同参画の視点が組み 入れられ、男女共同参画社会の 形成に向けた取り組みが総合 的、計画的、効果的に実施され るよう、男女共同参画推進委員 会の機能の発揮を図ります。	男女共同 参画課	男女共同参画推進委員会を開催する。	A	A	A
225	男女共同参画推進 担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、 市政全般に男女共同参画の視 点が組み入れられるよう、施策 の総合的な調整を行う役割を 担っています。「男女共同参画 基本計画」が推進されるよう進 行管理を行うとともに、「男女 共同参画審議会」「男女共同参 画推進委員会」の機能発揮のた め事務局機能を果たします。	男女共同 参画課	広報紙への男女共同参画に関する記事 の掲載や男女共同参画推進講座の開催、 県主催の男女共同参画関連講座の周知・ 広報、女性弁護士による無料法律相談の 実施、女性相談の実施など。	A	A	A
226	「男女共同参画基 本計画」の着実な 進行管理	「男女共同参画基本計画」に 位置付けた施策・事業の進捗状 況を的確に把握するために、始 良市男女共同参画推進条例に	男女共同 参画課	始良市男女共同参画基本計画の進捗状 況調査を実施し、男女共同参画推進委員 会で検討後、審議会に諮る。	A	A	A

		基づき進捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。					
227	調査研究、情報収集の提供	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況についての評価を行うなど審議会の機能を十分発揮できるよう努めます。形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供します。	男女共同参画課	国が実施する市町村における男女共同参画に関する取り組み状況及び女性の公職参加状況調査により、始良市の実態把握に努める。	A	A	A
228	施策の策定等に当たっての配慮	男女共同参画の形成の促進に直接的に関係しない施策も、結果として影響を及ぼす場合があります。市が施策を企画立案し、事業を実施するに当たっては、男女共同参画の視点に配慮します。	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画策定において、男女共同参画の視点を配慮している。H29から子ども子育て会議にて託児サービスを実施している。	A	A	A
			男女共同参画課	1.実施計画のヒアリング時、すべての課に対し、男女共同参画の視点での事業実施、計画の立案を依頼する。 2.審議会や委員会への女性の登用について積極的な取り組みを依頼する。	評価なし		
229	男女共同参画に関する人材育成	男女共同参画に関する幅広い知識や実践的な技術等を体系的にまとめたプログラムにより、職員の人材育成を支援します。	男女共同参画課	1.県主催の男女共同参画基礎講座を案内し、学習の場を提供する。 2.始良市男女共同参画推進講座を実施し、人材育成を行う。	A	A	A
230	申出への対応体制の整備	始良市男女共同参画推進条例第13条に基づき、市への苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	男女共同参画課	男女共同参画に関する市への苦情について、適切な対応ができる体制づくりを行う。	A	A	A

(4) 未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
228	施策の策定等に当たった配慮	男女共同参画の形成の促進に直接的に関係しない施策も、結果として影響を及ぼす場合があります。市が施策を企画立案し、事業を実施するに当たっては、男女共同参画の視点に配慮します。	男女共同参画課	1. 実施計画のヒアリング時、すべての課に対し、男女共同参画の視点での事業実施、計画の立案を依頼する。 2. 審議会や委員会への女性の登用について積極的な取り組みを依頼する。	時間的な問題により困難になっているため。

(5) 三次評価（推進委員会）

平成28年度	推進体制の整備に関する事業については、90%の事業がA評価であることから、実施状況は良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、男女共同参画に関する事業への参加促進の項目については、取り組みの強化が必要な事業があることから、配慮の徹底に努める。
平成29年度	推進体制の整備に関する事業については、28年度と同じく90%の事業がA評価であり、良好に実施されている。配慮項目については、取組が改善されて、おおむね配慮できている状況である。未実施の事業については、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。

(6) 外部評価（審議会提言）

平成28年度	1. 広報紙について、今度も継続的に男女共同参画の啓発関連記事の掲載をお願いしたい。 2. 施策の策定等に当たった配慮について、「以前は実施計画ヒアリング時に直接主管課に依頼していたが、組織改変に伴い、実施できなくなっている」とあることから、人数が少ない中で、実施の段階から評価することは大変だと思うが、なにかしらいい方法があれば実施して頂きたい。
平成29年度	1. 広報紙での情報発信の取組みは、市民にも広く啓発ができることから、今後も継続していただきたい。個々の記事においても男女共同参画の理念の浸透に配慮をしていただきたい。

⑥その他意見

外部評価（審議会提言）

<p>平成 28 年 度</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男性の相談窓口・男性が相談しやすい相談場所の提供もお願いしたい。 2. 男女共同参画は間口が広いと感じ、またいろんな分野に関係があるなど思った。この状況であれば主旨に沿った適切な事業を実施し、関係課とも連携・連絡をとることで、変化していくのではないかと感じた。 3. 事業実施内容について、担当課と男女共同参画課が思っている事業が合致することは、難しい部分でもあるが、すべてではなくとも事業内容のすりあわせができれば良いかと思う。 4. 意見書をホームページに掲載するときには、市民に分かりやすくしてほしい。 5. ホームページが使えない方に対して、簡単な広報紙でも作って頂きたい。
<p>平成 29 年 度</p>	<p>【各項目共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 庁内他部署（教育委員会、商工観光課、地域政策課、農政課など）、庁外他機関（鹿児島労働局、かごしま犯罪被害者支援センターなど）との連携を進めて、適切な支援、事業の実施に取り組んでいただきたい。 2. ひとつの事業を複数の課が共同で取り組むことが必要であり、縦割りではなく制度に横串を通していくように横断的に取り組んでいただきたい。 3. 評価のデータや提言への取り組み状況をわかりやすく示していただきたい。また、評価の回答において、「実施評価に対する説明等」欄に施策の効果を高めるためすでに取り組んでいる具体的なポジティブアクションや改善の方向がある場合は示していただきたい。